

情報通信ビジネス支援ハンドブック 2019

令和元年6月
情報流通行政局
情報通信政策課

＜目 次＞

第 1 章 税制の概要	1
I 国 税	1
1 法人税	1
2 登録免許税	16
3 地価税	17
II 地方税	18
1 基本事項	18
2 事業税	18
3 法人住民税	19
4 不動産取得税	20
5 固定資産税	21
6 特別土地保有税	22
7 事業所税	23
8 都市計画税	24
第 2 章 情報通信分野に対する税制支援措置	25
I 電気通信事業の振興	25
1 加入者線路の圧縮記帳制度（電気通信事業者）	25
2 譲渡所得の特別控除制度（電気通信事業者）	25
3 事業所税の特例措置（電気通信事業者）	26
4 特別土地保有税の特例措置（電気通信事業者）	26
5 地価税の特例措置（電気通信事業者）	27
6 防災・減災に資する道路の無電柱化の促進に係る固定資産税の特例措置（電気通信事業者）	27
II 放送事業の振興	29
1 地価税の特例措置	29
2 NHKに対する税制支援措置	29
III CATV事業等の振興	30
1 工事負担金の圧縮記帳制度（CATV事業者・有線放送電話業者）	30
2 防災・減災に資する道路の無電柱化の促進に係る固定資産税の特例措置（有線放送事業者等）	30

Ⅳ 通信・放送事業の高度化	32
放送ネットワーク災害対策促進税制	32
Ⅴ 新規事業の支援	35
1 エンジェル税制	35
2 スtockオプション税制	37
Ⅵ 研究開発の促進	38
1 試験研究費の総額に係る税額控除制度	38
2 特別試験研究費の額に係る税額控除制度	40
3 中小企業技術基盤強化税制	41
4 技術研究組合の所得計算の特例制度	43
Ⅶ 地域情報化の促進	44
地域データセンター整備促進税制	44
Ⅷ 沖縄の振興	47
沖縄情報通信産業振興税制	47
Ⅸ 情報化投資の促進等	49
1 中小企業等経営強化法に基づく税制措置（固定資産税特例、中小企業経営強化税制、中小企業投資促進税制、商業・サービス業活性化税制）	49
2 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例	59
3 産業競争力強化法に基づく事業再編等に係る登録免許税の軽減措置	60
4 情報連携投資等の促進に係る税制（コネクテッド・インダストリーズ税制）	61
X 国際化の促進	62
電気通信事業者の国際放送専用施設に係る圧縮記帳制度	62
○ 平成 31 年度テレコム税制改正事項	63
○ 平成 31 年度テレコム税制関係法令一覧	64

第1章 税制の概要

I 国 税

1 法人税

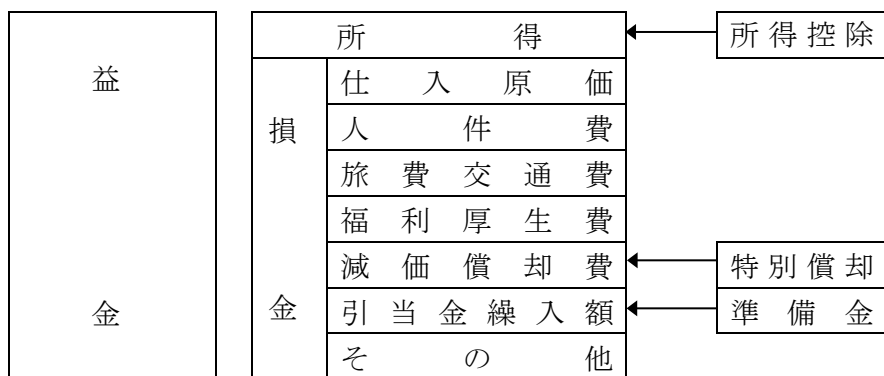
(1) 基本事項

① 法人税の課税所得計算

法人税とは、企業利益に着目した税金です。

税制の世界では、企業利益を「所得」、売上や利息収入など収益を「益金」、仕入れ原価や人件費などの費用を「損金」といいます。

$$\begin{aligned}\text{所得} &= \text{益金} - \text{損金} \\ \text{税額} &= (\text{所得} - \text{所得控除}) \times \text{税率} \\ \text{納税額} &= \text{税額} - \text{税額控除}\end{aligned}$$



② 法人税における減税措置

法人税における減税措置には、

- (1) 特別償却、準備金など損金算入の特例を設けるなどして費用項目を膨らませることにより、所得を圧縮し、納税額を減らすこと
- (2) 所得控除の特例を設けて所得を直接的に圧縮し、納税額を減らすこと
- (3) 税額控除の特例を設けて納税額を直接的に減らすことがあります。

③ 納 税

- (1) 納税方法：申告納税
- (2) 納税時期：決算後2箇月以内に申告納税します。

参 考

企業会計と法人税

企業会計と法人税法とでは、「利益」の捉え方が多少異なります。

法人税法は基本的には企業会計に準ずるものですが、課税の公平性の確保といったような税固

有の理由により、企業会計上の利益に一定の調整を加えたものを利益と捉え、それを「所得」としています。

$$\boxed{\text{企業利益} = \text{収益} - \text{費用}}$$

→ 企業会計の概念と用語

$$\boxed{\text{所得} = \text{企業利益} \pm \text{一定の調整}^{※}}$$

→ 法人税法の概念と用語

- ① **益金不算入**：「企業利益」から減算すべき項目
受取配当等、資産の評価益、法人税等の還付金 等
- ② **益金算入**：「企業利益」に加算すべき項目
法人税額から控除する外国子会社の外国税額 等
- ③ **損金不算入**：「企業利益」に加算すべき項目
資産の評価損、過大な役員報酬、役員賞与、過大な役員退職給与、寄附金、法人税額 等
- ④ **損金算入**：「企業利益」から減算すべき項目
圧縮記帳による圧縮損、繰越欠損 等

$$\boxed{\text{所得} = \text{企業利益} - \text{益金不算入} + \text{益金算入} + \text{損金不算入} - \text{損金算入}}$$

※「一定の調整」は法人税法に「別段の定め」として規定されています

また、本書では、以下の意味で「収益(益金)」、「費用(損金)」の用語を使うこととします。

$$\begin{aligned} \text{収益(益金)} &= \text{収益} - \text{益金不算入} + \text{益金算入} \\ \text{費用(損金)} &= \text{費用} - \text{損金不算入} + \text{損金算入} \end{aligned}$$

参 考

申告納税制度の概要

① 確定申告と中間申告

会社の事業年度が終了すると、その年度分の決算をして、所得金額とこれに対応する法人税額を計算し、これを記載した確定申告書を事業年度終了の日の翌日から2箇月以内に税務署長に提出するとともに、その税金を納めることを要します。この確定した決算に基づく申告を「確定申告」といいます。

また、会社の事業年度が6箇月を超えている場合には、まず、その事業年度の開始の日から6箇月の期間について、その6箇月の期間終了後2箇月以内に「中間申告」をすることを要します。すなわち、1年決算の会社の場合は、事業年度が始まってから8箇月以内に、前期分の法人税額の6/12を申告して納税することになります。

② 修正申告と更正の請求

会社が確定申告を行った後に、所得金額又は法人税額に不足があることが判明した場合には、自発的に「修正申告」をすることができます（税務署長から更正を受ける前であれば、いつでも修正申告をすることができます）。

逆に、会社が確定申告を行った後に、所得金額又は法人税額が過大であることが判明した

場合には、確定申告の期限から1年以内であれば、税務署に「更正の請求」をすることができます。

③ 青色申告

ア 納税者が自らその所得を正確に計算して申告し、その所得に対する税金を自主的に納税することが申告納税制度の趣旨です。

そこで、仕訳帳、総勘定元帳その他必要な帳簿を備え付けて日々の取引を正確に記帳（複式簿記）し、期末には、棚卸表、貸借対照表及び損益計算書を作成する納税者には、青色申告特別控除（所得から、最高65万円又は10万円を控除する制度）等、課税上いろいろな特典を認めています（＝「青色申告制度」）。（特別償却制度等の特例措置は、原則として青色申告を行うことが要件とされています。本書では青色申告を行うことを前提に、各種税制支援措置の解説をしています。）

イ 新たに青色申告をしようとする場合には、事業年度開始の日の前日までに「青色申告の承認申請書」を税務署長に提出し、その承認を受けることを要します。

なお、会社を設立しての第1回事業年度の場合は、設立の日以後3箇月を経過した日の前日（その日より早く事業年度が終了する場合は、その終了の日の前日）までに申請すればよいことになっています。

ウ 一度青色申告の提出を承認されると、その効力は納税者が自発的に青色申告を取りやめるか、又は税務署長から取り消されるまで続きます。

参 考

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律

「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律」（以下、「租特透明化法」という。）が第174回通常国会において成立しました。

これにより、平成22年度以降、法人税に関する租税特別措置を受けるためには以下の手続きが必要となります。

- ・ 平成22年4月1日以降に終了する事業年度に係る法人税申告書を提出するにあたって、法人税関係の租税特別措置を受けようとする場合は、当該租税特別措置について記載した適用額明細書を法人税申告書に添付しなければなりません。（租特透明化法第3条第11項）

参 考

連結納税制度の概要

連結納税制度は、我が国企業の円滑な組織再編成に対応するとともに、企業経営の実態に即した適正な課税を行うため、平成14年8月1日より施行されました。従前の個別の会社を課税単位とする制度に、企業グループを課税単位とする制度が新たに追加され、体系が大きく変わりました。

① 適用対象

ア 対象法人

親法人（連結親法人）と、その親法人との間に完全支配関係（直接間接に100%の株式等を保有されている状態）にある全ての子法人を合わせて「連結法人」として制度適用を受けることができます。

連結親法人：内国法人である普通法人、協同組合等

連結子法人：内国法人である普通法人

イ 適用の申請

本制度を適用しようとするときには、連結法人として対象となる全ての法人の連名により、最初の連結事業年度としようとする期間の開始の日の3箇月前の日までに、所轄税務署長を経由して国税庁長官に申請書を提出し、その承認を得なければなりません。ただし、一旦選択した場合は継続して適用することが求められます。また、本制度から離脱した法人は、その離脱の日から同日以後5年を経過する日の属する事業年度終了の日までの期間は再加入はできません。

② 申告・納付

連結親法人が、連結事業年度終了の日の翌日から2箇月以内（提出期限の延長の特例を受ける場合は4箇月以内）に、連結確定申告書を提出し連結法人税額を納付します。このため、連結事業年度は連結親法人の事業年度に合わせることになります。

また、連結子法人は税額の個別帰属額等を税務署に提出することとなり、個別帰属額に限定されない連帯納付責任を負うことになります。

③ 所得、税額

連結法人内の各法人の所得金額に所要の調整を行った連結所得金額に税率を乗じ、さらに必要な調整を行って連結税額が算出されます。なお、連結付加税(2%)は、平成16年度税制改正において廃止されました。

ア 適用税率

連結親法人の区分により、次のとおりとなっています。

連結親法人の区分		税率
普通法人	資本の金額又は出資金額が1億円超のもの及び相互会社	23.4%
	資本の金額又は出資金額が1億円以下であるもの又は資本若しくは出資を有しないもの（相互会社を除きます）	連結所得の金額のうち年800万円を超える金額
		連結所得の金額のうち年800万円以下の金額
協同組合等	連結所得の金額のうち年800万円を超える金額	23.4%
		15%
	連結所得の金額のうち年800万円以下	20%
特定の医療法人（一定の要件を満たすものとして国税庁長官の承認を受けたもの）	連結所得の金額のうち年800万円を超える金額	20%
	連結所得の金額のうち年800万円以下	16%
		22%

連結親法人は、欠損金額について9年間の繰越控除が認められています。

イ 個別制度の取扱い（概要）

連結納税制度では、連結法人を一体として取扱うことを基本としていますが、個別の制度においては、その制度主旨等を踏まえ以下のとおり取扱うこととなっています。

制 度	取 扱 い
受取配当	完全子法人株式等は負債利子控除せず、全額益金不算入
減価償却	各法人の個別計算
寄附金	損金不算入額は、連結所得金額及び連結親法人の資本等の金額を基に、連結グループを一体として計算。連結法人間の寄附金は全額損金不算入
圧縮記帳	各法人の個別計算
貸倒引当金	連結法人間の金銭債権を除外した上で、各法人の個別計算
交際費	連結親法人の資本金額を基に、連結法人を一体として損金不算入額を計算
所得税額控除	連結法人を一体として適用

外国税額控除	控除限度額は連結法人を一体として計算。各法人ごとに調整を行った後の金額の合計額を控除
特定同族会社の留保金課税	連結親法人が特定同族会社である場合に、連結法人を一体として適用
特別税額控除	・増加試験研究費の税額控除は、連結法人を一体として適用 ・設備投資に係る税額控除は、各法人ごとに計算し、調整前の連結税額の一定額を限度

(2) 減価償却

① 意義

「減価償却」とは、減価償却資産（有形減価償却資産、無形減価償却資産、生物）の法定耐用年数＊に応じ、取得に要した費用を各事業年度に配分することで、収益との対応を正確なものとすることです。

また、減価償却とは、

- i 固定資産を製造原価等の費用に織り込むための一手法
- ii 固定資産に投下された資本の回収過程又は再投資原資の蓄積過程といえます。

平成 19 年度税制改正において、主に以下の点について減価償却制度の改正が行われました。

- i 償却可能限度額、残存価額を廃止し、備忘価額（1 円）まで償却
- ii 新たな定率法の導入
- iii 一部の減価償却資産（半導体用フォトレジスト製造設備等）の法定耐用年数の見直し

平成 24 年度税制改正において、主に以下の点について減価償却制度の改正が行われました。

- i 平成 24 年 4 月 1 日以後に取得する減価償却資産の定率法の償却率については、定額法の償却率を 2.5 倍した償却率（以下この償却率による償却方法を「250%定率法」といいます。）から、定額法の償却率を 2 倍した償却率（以下この償却率による償却方法を「200%定率法」といいます。）に引き下げられました（法令 48 の 2 ①二ロ）。
- ii 平成19年 4 月 1 日から平成24年 3 月31日までの間に取得した減価償却資産 … 250%定率法の償却率
- iii 平成 24 年 4 月 1 日以後に取得した減価償却資産 … 200%定率法の償却率
- iv 改正事業年度においてその有する減価償却資産について定率法を選定している場合、平成24年 4 月 1 日からその事業年度終了の日までの期間内に取得した減価償却資産については、その減価償却資産を平成24年 3 月31日以前に取得したものとみなして、250%定率法により償却することができる特例が措置されました（改正法令附則 3 ②）。

これにより、改正事業年度において取得した減価償却資産については、平成 24 年 4 月 1 日以後に取得したものも含めて全て 250%定率法により償却できるとなります。

平成 28 年度税制改正において、平成 28 年 4 月 1 日以後に取得をされた①建物付属設備及び構築物並びに②鉱業用の建物、建物付属設備及び構築物の償却限度額の計算上選

定をすることができる償却方法について、定率法が廃止され、①についての償却方法は「定額法」を、②については「定額法」又は「生産高比例法」のいずれかを選定することとなりました。

なお、本改正に関する詳細は、国税庁ホームページ「平成 28 年度 法人税関係法令の改正の概要」をご参照ください。

https://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/hojin/kaisei_gaiyo2016_4/01.htm

※ 法定耐用年数について

法人税では、公平な課税、適切な税収の確保の観点から、各減価償却資産の耐用年数及び償却率を「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）により詳細に規定しています。ここに示された耐用年数が「法定耐用年数」です。

表 電気通信関係設備等の法定耐用年数

○ 機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数〔別表第一〕

種類	構造又は用途	細目	耐用年数
構 築 物	電気通信事業用のもの	通信ケーブル	
		光ファイバー製のもの	10
		その他のもの	13
		地中電線路	27
	放送用又は無線通信用のもの	その他の線路設備	21
		鉄塔及び鉄柱	
		円筒空中線式のもの	30
		その他のもの	40
		鉄筋コンクリート柱	42
		木塔及び木柱	10
		アンテナ	10
器 具 及 び 備 品	事務機器及び通信機器	接地線及び放送用配線	10
		電子計算機	
		パーソナルコンピュータ（サーバー用のものを除く）	4
		その他のもの	5
		複写機	5
		その他の事務機器	5
		テレタイプライター及びファクシミリ	5
		インターホン及び放送用設備	6
		電話設備その他の通信機器	
	時計、試験機器及び測定機器	デジタル構内交換設備及びデジタルボタン電話設備	6
		その他のもの	10
	試験又は測定機器		5

○ 機械及び装置の耐用年数〔別表第二〕

種類	細目	耐用年数
通信業用設備		9
放送業用設備		6

○ 無形減価償却資産の耐用年数〔別表第三〕

種類	細目	耐用年数
ソフトウェア	複写して販売するための原本	3
	その他のもの	5
電気通信施設利用権		20

○ 開発研究用減価償却資産の耐用年数〔別表第六〕

種類	細目	耐用年数
建物及び建物附属設備	建物の全部又は一部を低温室、恒温室、無響室、電磁しゃへい室、放射性同位元素取扱室その他の特殊室にするために特に施設した内部造作又は建物附属設備	5
構築物	風どう、試験水そう及び防壁	5
	ガス又は工業薬品貯そう、アンテナ、鉄塔及び特殊用途に使用するもの	7
工具		4
器具及び備品	試験又は測定機器、計算機器、撮影機及び顕微鏡	4
機械及び装置	汎用ポンプ、汎用モーター、汎用金属工作機械、汎用金属加工機械	7
	その他これらに類するもの	4
ソフトウェア		3

② 減価償却の方法

減価償却の方法にはいくつかありますが、代表的な方法は定額法と定率法の2つです。
取得価額 100 万円、法定耐用年数 10 年の減価償却資産を取得したものとして説明します。

ア 平成 19 年 4 月 1 日以降に、取得された資産

(ア) 定額法

毎年一定額の償却を行い、法定耐用年数経過時点で備忘価額（1 円）まで償却する方法です。

$$(\text{償却限度額}) = (\text{取得価額}) \times (\text{耐用年数省令別表第八の「定額法の償却率」})$$

この場合、毎年の償却限度額は、100 万円 $\times$ 0.1 = 10 万円 となります。

(単位：円)

	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目	6 年目	7 年目	8 年目	9 年目	10 年目
期首帳簿価額	1,000,000	900,000	800,000	700,000	600,000	500,000	400,000	300,000	200,000	100,000
償却限度額	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	99,999
期末帳簿価額	900,000	800,000	700,000	600,000	500,000	400,000	300,000	200,000	100,000	1

(イ) 定率法

毎年一定割合の償却を行い、法定耐用年数経過時点で備忘価額（1 円）まで償却する方法です。

ただし、「調整前償却限度額」が「償却保証額（(取得価額) $\times$ (保証率)）」を下回った後は、「改定取得価額（最初に下回った事業年度の期首帳簿価額）」に改定償却率を乗じて算出した額を、各事業年度の償却限度額とします。

i (調整前償却限度額) $\geq$ (償却保証額) の場合

$$(\text{償却限度額}) = (\text{期首帳簿価額}) \times (\text{耐用年数省令別表第八の「定率法の償却率」})$$

ii (調整前償却限度額) < (償却保証額) の場合

$$(\text{償却限度額}) = (\text{改定取得価額}) \times (\text{耐用年数省令別表第八の「改定償却率」})$$

○ 200%定率法及び250%定率法による償却の計算例

【250%定率法による償却】

耐用年数10年、取得価額1,000,000円

250%定率法の償却率 0.250、改定償却率、0.334、保証率0.04448

(単位：円)

	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目	6 年目	7 年目	8 年目	9 年目	10 年目
期首帳簿価額	1,000,000	750,000	562,500	421,875	316,407	237,306	177,980	133,485	88,902	44,319
調整前償却限度額	250,000	187,500	140,625	105,468	79,101	59,326	44,495			
償却保証額	44,480	44,480	44,480	44,480	44,480	44,480	44,480			
ii での算出額								44,583	44,583	44,318
期末帳簿価額	750,000	562,500	421,875	316,407	237,306	177,980	133,485	88,902	44,319	1

(注) 調整前償却額（133,485 円 $\times$ 償却率 0.250 $\div$ 33,371 円）が償却保証額（取得価額 1,000,000 円 $\times$ 保証率 0.04448 = 44,480 円）に満たないこととなる 8 年目以降は、改定取得価額（8 年目の期首帳簿価額 133,485 円）に改定償却率（0.334）を乗じて計算した金額 44,583 円が償却限度額となります。

iii (調整前償却限度額) < (償却保証額) の場合

$$(\text{償却限度額}) = (\text{改定取得価額}) \times (\text{耐用年数省令別表第十の「改定償却率」})$$

【200%定率法による償却】

耐用年数10年、取得価額1,000,000円

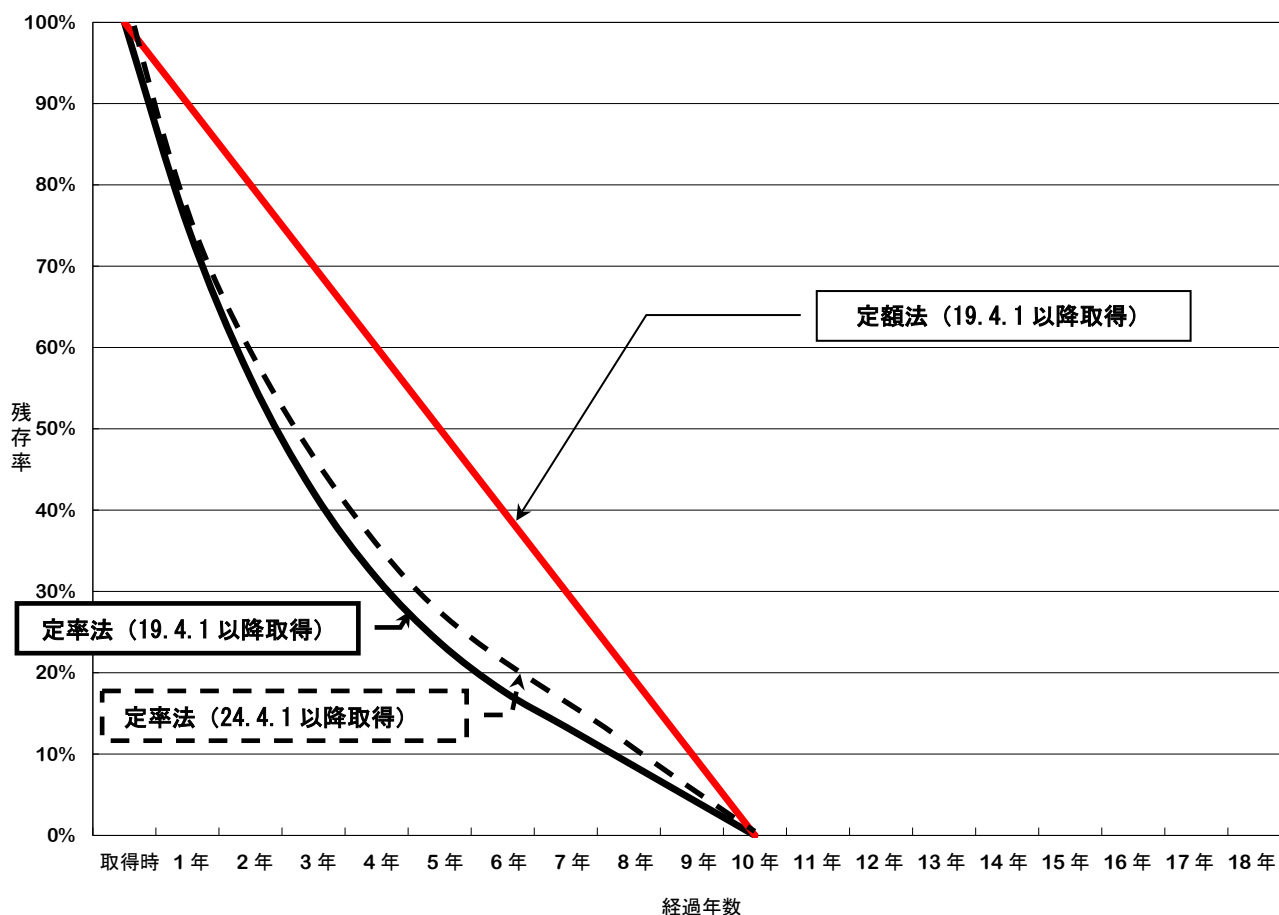
200%定率法の償却率 0.200、改定償却率、0.250、保証率0.06552

(単位：円)

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
期首帳簿価額	1,000,000	800,000	640,000	512,000	409,600	327,680	262,144	196,608	131,072	65,536
調整前償却限度額	200,000	160,000	128,000	102,400	81,920	65,536				
償却保証額	65,520	65,520	65,520	65,520	65,520	65,520				
iiiでの算出額							65,536	65,536	65,536	65,535
期末帳簿価額	800,000	640,000	512,000	409,600	327,680	262,144	196,608	131,072	65,536	1

(注) 調整前償却額 (262,144 円 × 償却率 0.200 = 52,428 円) が償却保証額 (取得価額 1,000,000 円 × 保証率 0.06552 = 65,520 円) に満たないこととなる 7 年目以降は、改定取得価額 (7 年目の期首帳簿価額 262,144 円) に改定償却率 (0.250) を乗じて計算した金額 65,536 円が償却限度額となります。

【法定耐用年数 10 年の場合の償却カーブのイメージ】



「引当金」とは、将来発生する又は発生する可能性のある費用や損失のために行うものであり、当期の費用として計上すべきものを損金算入するものです。

税法上、課税の公平性の観点から、引当金として損金算入できるものは限定されています。すなわち、企業会計上は、引当金として積み立て、利益から除くべきであるとされているものであっても、税法上は「所得」とみなされ、課税されるものもあるということです。

税法上認められている引当金は以下のとおりです。

- ① 貸倒引当金：売掛金、貸付金などの債権の一定割合を計上できます。
- ② 返品調整引当金：販売額の一定割合を計上できます(出版業、医薬品製造業など、売れ残りを買い戻す特定の業に限ります)。

(3) 特例措置の種類と性格

法人税の特例措置は、その性格から、下表のように大きく2種類に分類することができます。

	課税の繰延タイプ	課税の絶対的軽減タイプ
特例措置	特別償却、準備金、圧縮記帳	寄附金・負担金の損金算入 所得控除、税額控除
同義の施策	無利子融資	補助金 減税額＝補助金相当額

(4) 特別償却

① 概 要

初年度に、法定の償却限度額を超えて償却でき、設備導入時の税負担を軽減することができます。

$$\boxed{\text{所 得}} = \boxed{\text{収 益 (益 金)}} - \boxed{\text{通常の費用} + \text{特別償却額}}$$

費用(損金)

② 仕組み

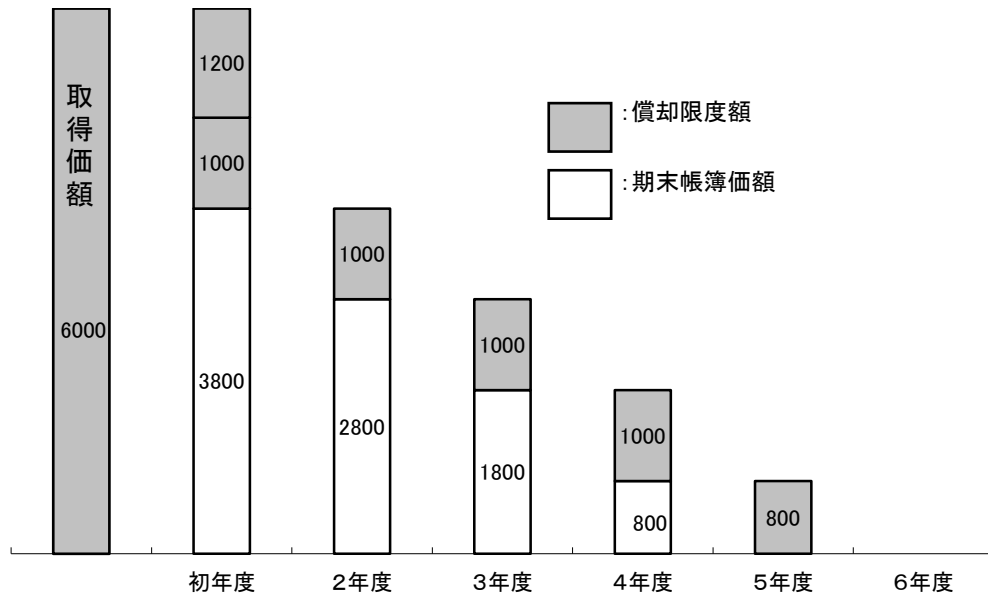
取得価額の 20% の特別償却を例に説明します。

ア 定額法の場合

取得価額を 6,000 万円、法定耐用年数を 6 年とした場合の初年度償却限度額

普通償却額： $6,000 \div 6 = 1,000$ (万円)

特別償却額： $6,000 \times 0.2 = 1,200$ (万円)



償却限度額

(単位：万円)

	初年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
普通償却のみの場合	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
特別償却を適用の場合	2,200	1,000	1,000	1,000	800	0

< 効 果 >

初年度、1,200 万円余分に償却できるため、課税所得をその分圧縮することができます。したがって、減税効果は、

$$1,200 \text{ (万円)} \times 0.234 \text{ (法人税率)} = 280.8 \text{ (万円)}$$

となります。

また、初年度に特別償却額分を余分に償却できるため、普通償却に比べ早期に備忘価額まで償却することができます。

しかし、5年度以降は逆に、普通償却の場合より償却額が少なくなりますので、その分課税所得が増えることになります。

イ 定率法の場合

取得価額を 6,000 万円、法定耐用年数を 6 年とした場合の初年度償却限度額

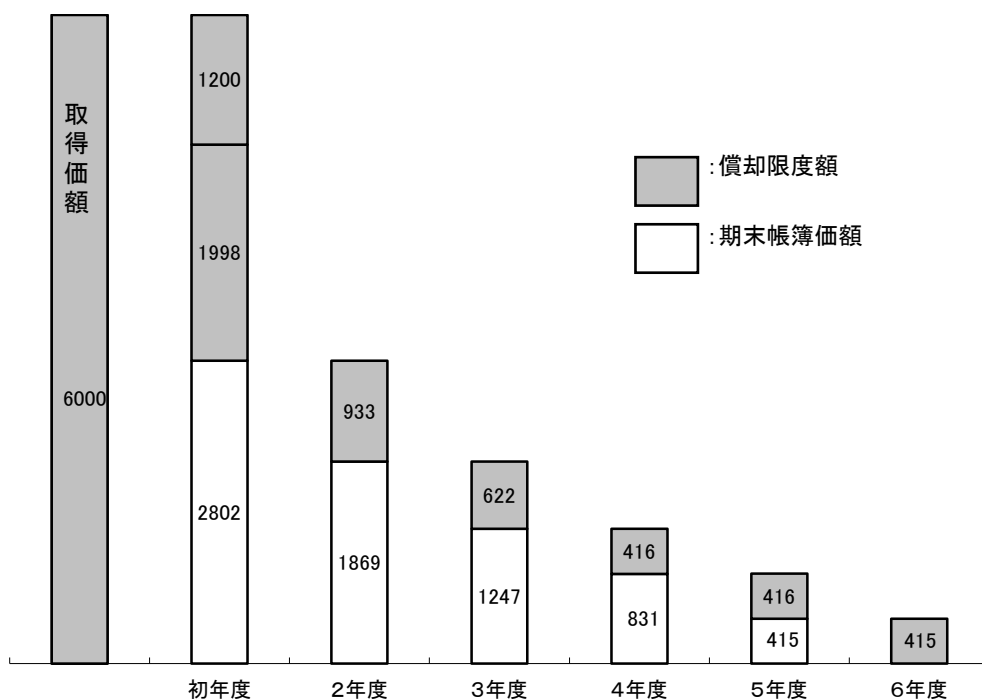
償却率：0.333

改定償却率：0.334

保証率：0.09911

普通償却額：6,000（万円）× 0.333 = 1,998（万円）

特別償却額：6,000（万円）× 0.2 = 1,200（万円）



償却限度額		(単位：万円)				
	初年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
普通償却のみの場合	1,998	1,332	889	594	594	593
特別償却を適用の場合	3,198	933	622	416	416	415

< 効 果 >

初年度 1,200 万円余分に償却できるため、課税所得をその分圧縮することができます。したがって、減税効果は、

$$1,200（万円） \times 0.234（法人税率） = 280.8（万円）$$

となります。

しかし、2年度以降は逆に、普通償却の場合より償却額が少なくなりますので、その分課税所得が増えることになり、先の減税額 280.8 万円は2年度以降徐々に取り戻されていくことになります。

③ 適用例

中小企業投資促進税制 ほか

残存価額とは、減価償却資産の耐用年数が到来したときにおいて予想される当該資産の処分価額又は他の用途に利用する場合の利用価額を意味するものです。わが国においては、有形減価償却資産については取得価額の 10%が残存価額として定められています。これは、例えば 50 万円で取得した金属製の機器類であれば、耐用年数到来時には 5 万円のスクラップとして売却できるという考え方が前提となっています。

しかし、現実には必ずしも全ての有形減価償却資産が、耐用年数経過後に取得価額の 10%の価値を持つわけではなく、逆に産業廃棄物として処理費用を要するもの（建築物等）も有り得ます。

このような問題に対応するため、昭和 39 年度税制改正において、有形減価償却資産について、取得価額の 5 %を残してその 95%相当額までの償却を認める「償却可能限度額」の制度が創設されました。

本来であれば、残存価額を 10%相当額から 5 %相当額に改める方が簡単な話となるはずなのですが、このような措置を行った場合に生じる減収額が余りに大きすぎたために（当時で 4,000 億円程度と言われた）、残存価額の適正化を図りつつも減収額を小さいものとするべく、このような二重の体系が設けられることとなったのです。

この結果、例えば耐用年数 10 年の減価償却資産を取得価額の 95%相当額まで償却をしようとすると、定額法で 11 年、定率法では 13 年かかることになり、「耐用年数 = 償却年数」という関係は崩れ、実質的に耐用年数の延長が生じたのと同様の状態が発生したというわけです。

また、主要先進国では、償却可能限度額を設定しておらず、取得価額の 100%まで償却可能であり、制度が国際的に対等になっていませんでした。このため、平成 19 年度税制改正において減価償却制度の見直しが行われ、償却可能限度額、残存割合を撤廃した上で、備忘価額（1 円）まで償却することが可能となりました。

(5) 圧縮記帳

① 概 要

補助金や工事負担金等で取得した資産を帳簿価額から一定額だけ減額し、その額を損金算入することが認められています。

例えば、補助金に税金がかかると、補助金が期待どおりに活用されないことになり補助金の政策目的が果たせなくなります。このような事態を避けるための制度が圧縮記帳です。

② 仕組み

圧縮記帳が認められる場合の例として、以下の制度があります。

ア 補助金等で取得した固定資産の圧縮記帳

＜参考例（補助金で鉄塔を建設する場合）＞

補助金 2 億円、自己資金 1 億円、計 3 億円で鉄塔を建てた場合、補助金 2 億円の収益を計上したうえで、3 億円で取得した鉄塔に 2 億円という圧縮損という実態のない損を発生させ損金を計上して、補助金受取りによる収益の増加を相殺することが認められています。したがって、鉄塔の取得価額は 1 億円に圧縮されて帳簿に記載されることとなります。

しかし、圧縮記帳を行った場合、その後の減価償却の計算の基礎となる取得価額は、3 億円ではなく 1 億円になりますから、圧縮記帳される 2 億円に対応する金額だけ、減価償却額が少なくなります。したがって、当初の減税額は、後に取り戻されることとなります。

イ 工事負担金で取得した固定資産の圧縮記帳

公益事業を営む法人が、その事業を営むのに必要な施設を設けるにあたり、その施設によって便益を受ける者（受益者）から金銭（工事負担金）の交付を受けた場合も、当該固定資産につき圧縮記帳をすることができます。

仕組みは、前記アと同様です。

ウ 特定の資産の買換えの場合等の圧縮記帳（平成 29 年 3 月 31 日まで）

法人が固定資産を譲渡し、その譲渡代金で、別の場所に譲渡資産と同種の固定資産を取得したような場合、譲渡と取得はそれぞれ別の取引であり、譲渡益ができれば、課税の対象となります。

しかし、例えば、政策的要請により、産業施設などについて都市部から地方への移転を促進したい場合、圧縮記帳制度により譲渡益への課税を回避することがあります。

その手法は、譲渡益は譲渡益として計上する一方、取得資産に譲渡益の一定割合の額の圧縮損が発生したこととし、これを損金計上します。

圧縮限度額 ＝ 圧縮基礎取得価額 × 差益割合 × 圧縮率

※ 圧縮基礎取得価額：買換資産の取得価額と譲渡資産の譲渡対価の額のうち少ない金額

$$\text{※ 差益割合} = \frac{\text{譲渡資産の対価の額} - \left(\frac{\text{譲渡資産の譲渡直前の帳簿価額} + \text{譲渡に要した経費の額}}{\text{譲渡資産の対価の額}} \right)}{\text{譲渡資産の対価の額}}$$

○ 圧縮記帳を適用した場合と適用しなかった場合の対比

説明の簡略化のために、以下の条件で比較を行います。

（課税所得及び圧縮記帳の対象となる補助金等の額：100 億円 法人税率：23.4%）
（法定耐用年数：5 年、償却方法：定額法）

<圧縮記帳を適用した場合>

	初年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	法定耐用年数 経過後
設備負担金受入額	100					
事業利益	100	100	100	100	100	100
圧縮記帳額	100					
法人税額	23.4	23.4	23.4	23.4	23.4	23.4

補助金等 100 億円について圧縮記帳制度を適用することにより、全額を損金算入します。

したがって、各年度の法人税額は、

$$100 \times 0.234 = 23.4 \text{（億円） となります。}$$

<圧縮記帳を適用しなかった場合>

	初年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	法定耐用年数 経過後
設備負担金受入額	100					
事業利益	100	100	100	100	100	100
減価償却額	20	20	20	20	20	
圧縮記帳額	0					
法人税額	42.12	18.72	18.72	18.72	18.72	23.4

初年度の課税所得に、補助金等が含まれてしまうため、初年度の法人税額は

$$180 \times 0.234 = 42.12 \text{（億円）}$$

となります。

2 年目以降は、課税所得 100 億円から減価償却額 20 億円を差し引いた額が課税対象

額となり、

$$80 \times 0.234 = 18.72 \text{ (億円)}$$

となります。

したがって、圧縮記帳制度の適用の有無を問わず、法定耐用年数が経過するまでの5年間に支払う法人税の総額は、117億円となり、このことから圧縮記帳制度には法人税の繰延べ効果があることが分かります。

③ 適用例

ア 加入者線路圧縮記帳制度（電気通信事業者）

イ 工事負担金の圧縮記帳制度（CATV事業者、有線放送電話業者）

(6) 準備金

① 概要

将来発生する可能性のある損失や将来の投資等に対して政策的に損金算入を認めた方が良いと判断されるものについて、法人税法上の「引当金」とは別に「準備金」が租税特別措置法で規定され、損金算入が認められています。「準備金」は、その事業年度の収益等との明確な因果関係を持っているものは少なく、利益留保的性格を有する点が「引当金」と大きく異なります。

所得	=	収益(益金)	-	通常の使用 + 準備金積立額
				費用(損金)

② 仕組み

ある収入に起因し、将来において発生する可能性のある特定の支出又は損失に備えて、その収入のうちの一定金額を準備金として積立てを行い、その目的となった支出又は損失が発生した場合に取り崩しを行います（目的取崩し）。具体的には、特別修繕準備金などがあります。

(7) 寄附金の損金算入の特例措置

① 概要

寄附金を支出した法人の負担を軽減することを目的として、以下の寄附金を支出した法人に対して、寄附金の損金算入の特例措置が認められています。

<対象となる寄附金>

ア 国、地方公共団体等に対する寄附金

イ 公共性の強いものとして財務大臣が指定した寄附金(指定寄附金)

ウ 公益の増進に著しく寄与するものとして主務大臣が財務大臣と協議して指定した法人(特定公益増進法人)に対する寄附金

② 仕組み

ア 国、地方公共団体等に対する寄附金

原則として、全額を損金算入できます。

ただし、その寄付をした者が、その寄付によって設けられた設備を専属的に利用すること、その他特別の利益がその寄付をした者に及ぶと認められるものは除かれます。

- イ 指定寄附金
全額を損金算入できます。
- ウ 特定公益増進法人に対する寄附金
通常の損金算入限度額とは別に、同額の損金算入限度額が認められています。
ただし、その寄附金がその法人の主たる目的である業務に関連するものに限りします。

(8) 負担金の損金算入の特例措置

① 概 要

各事業年度において長期間にわたって使用又は運用される基金等に係る負担金又は掛金のうち特定の支出については、その支出した金額についてその支出時に損金に算入することができます。

② 仕組み

全額を損金算入できます。

参 考

平成 29 年度法人税関係法令の改正概要は、以下の国税庁のページをご参照ください。
http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/hojin/kaisei_gaiyo2017_4/01.htm

2 登録免許税

① 概 要

財産権の創設・移転、人的資格の取得、事業の開始等に関して登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明を受ける際に、その登記等により受ける利益（例えば、不動産登記を受けることによる第三者対抗要件具備等の法的権利の明確化）に担税力を見出して課税するものです。

② 仕組み

- ア 納税義務者：登記等を受ける者
- イ 課税標準・税率（例）

事 項	課税標準	税 率
・不動産の所有権の保存登記（建物）	不動産の価格	1,000 分の 4
・不動産の所有権の移転登記（売買）（土地、建物）	不動産の価格	1,000 分の 20
・株式会社の設立登記	資本金の金額	1,000 分の 7 (15 万円に満たないときは、申請件数 1 件につき 15 万円)
・電気通信事業者の登録	登録件数	一件につき 15 万円
・電気通信主任技術者に係る登録講習機関の登録	登録件数	一件につき 9 万円
・端末機器に係る登録認定機関の登録	登録件数	一件につき 9 万円
・特定電子メール等に係る登録送信適正化機関の登録	登録件数	一件につき 9 万円
・電子署名に係る認定認証事業者の認定	認定件数	一件につき 9 万円
・電子署名に係る認定外国認証事業者の認定	認定件数	一件につき 9 万円
・無線局の免許	無線局の数	一局につき 3 万円 (電波法第五条第四項の放送をする無線局に

		については、15 万円)
・無線局の登録	無線局の数	一局につき 3 万円
・無線設備等に係る検査等事業者の登録	登録件数	一件につき 9 万円
・無線設備等に係る外国点検事業者の登録	登録件数	一件につき 9 万円
・特定無線設備に係る登録証明機関の登録	登録件数	一件につき 9 万円
・周波数の使用に係る登録周波数終了対策機関の登録	登録件数	一件につき 9 万円
・認定基幹放送事業者の認定	認定件数	一件につき 9 万円
・登録一般放送事業者の登録	登録件数	一件につき 9 万円
・認定放送持株会社の認定	認定件数	一件につき 15 万円

③ 非課税措置

- ア 放送大学学園等が自己のために受ける登記等
- イ 日本放送協会の無線局免許等

3 地価税

① 概 要

土地の所有者等にその土地の価格の一定比率の税金を課すものです。

地価暴騰を抑制するために、土地の資産としての有利性の縮減を目的に平成 3 年に創設されました。

② 仕組み

- ア 納税義務者：国内にある土地の所有者、借地権者等
- イ 課税客体：賦課期日（1 月 1 日）において所有する土地等（土地及び借地権等）
- ウ 課税標準：土地の相続税評価額
- エ 税 率：0.3%
- オ 納 期：10 月 1 日から 10 月 31 日までに申告し、同日及び翌年 3 月 31 日までに 1/2 ずつ分割納付します。
- カ 計 算 式： $(1 \text{ m}^2 \text{あたり相続税評価額} \times \text{面積} - \text{基礎控除}) \times \text{税率} = \text{地価税額}$

③ 基礎控除

次のいずれか大きい方の金額を控除します。

- ア 10 億円（資本金・出資金の額が 1 億円以下の法人及び個人の場合は 15 億円）
- イ 1 m^2 あたりの更地の価格が 3 万円を超える土地等の面積 $\times$ 3 万円

④ 非課税措置

非課税措置が認められる場合の例として、以下の土地等があります。

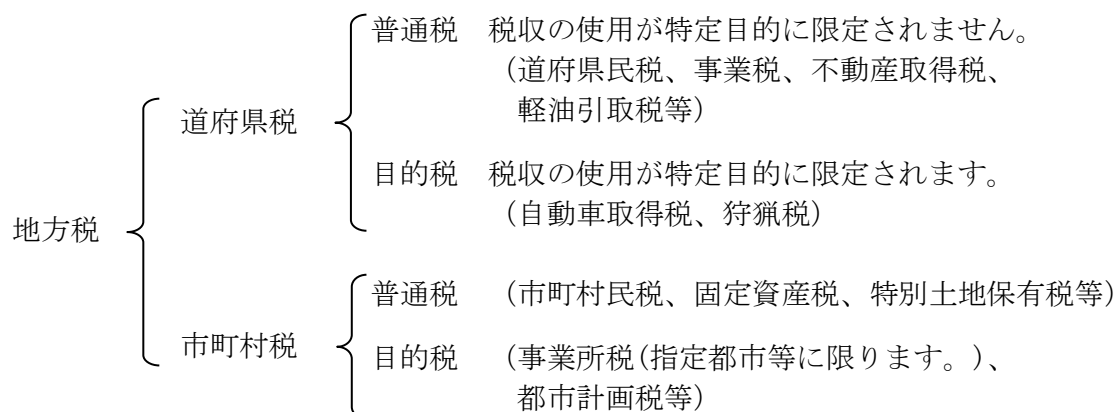
- ア 国、地方公共団体、公共法人（法人税法別表第一に掲げる法人）が所有する土地等
- イ 公益法人（法人税法別表第二に掲げる法人）が所有する土地等
ただし、定款等に記載された事業以外の事業の用に供されている土地等は除きます。
- ウ 一定の公益的な用途に供されている土地等（地価税法別表第一に規定）
電気通信事業の電気通信回線設備の用に供されている土地等
- エ 1 m^2 あたりの更地の価格が 3 万円以下の土地等

(注) 地価税については、平成 10 年の課税時期に係るものから、当分の間、課税が停止されています。

II 地方税

1 基本事項

① 体 系



(注) 東京都は、特別区の区域において道府県税のほか、固定資産税、特別土地保有税及び事業所税を課することとされています。特別区は市町村税を課することとされていますが、固定資産税、特別土地保有税及び事業所税を課することはできません。

② 特 徴

地方税は、原則的に資産税(資産価値に応じた課税)ですが、道府県民税及び市町村民税等には所得割があります。

$$\boxed{\text{課税標準} \times \text{税 率} = \text{税 額}}$$

③ 税 率

ア 標準税率：地方公共団体が課税する場合に通常よるべき税率

必ずしもこの税率による必要はなく、地方公共団体の判断によって、標準税率と異なる税率を条例で定めることができます。

イ 制限税率：地方公共団体が課税する場合に、これを超えてはならない上限の税率

参 考

用語の説明

課税客体：課税の対象・根拠となる物又は行為などをいいます。

課税標準：課税客体を金額や数量で表したもので、税率を適用して税額を得るための基礎となります。

2 事業税

ここでは法人事業税について説明します(事業税には法人事業税と個人事業税があります)。

① 区 分

道府県税、普通税

② 課税客体・課税標準

所得割 各事業年度の所得金額(法人税の所得の計算の例によります)

付加価値割 各事業年度の付加価値額

付加価値額 = 収益配分額 (報酬給与額 + 純支払利子 + 純支払賃借料) ± 単年度損

益

資本割 各事業年度の資本等の金額

③ 納税義務者

都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う者

④ 税率

法人区分	課税標準	税率 (標準税率)
資本金 1 億円超の普通法人	付加価値額	付加価値割 1.2 %
	資本等の金額	資本割 0.5 %
資本金 1 億円以下の普通法人、公益法人等、投資法人等	所得	所得割 所得のうち 年 400 万円以下の金額 0.3 % 年 400 万円を超え 年 800 万円以下の金額 0.5 % 年 800 万円を超える金額 0.7 %
		所得割 所得のうち 年 400 万円以下の金額 3.4 % 年 400 万円を超え 年 800 万円以下の金額 5.1 % 年 800 万円を超える金額 6.7 %
特別法人	所得	所得割 所得のうち 年 400 万円以下の金額 3.4 % 年 400 万円を超える金額 4.6 %
電気供給業、ガス供給業、保険業を営む法人	収入金額	収入割 収入金額 0.9 %

(注1) 税率は標準税率を掲げている(制限税率は標準税率の1.2倍)。

(注2) 特別法人とは、協同組合等(法人税法別表第3と同一)及び医療法人をいう。

(注3) 3以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人のうち資本金1,000万円以上であるものの所得割に係る税率については、軽減税率の適用はない。

<納税>

ア 方 法：申告納付

イ 納 期：事業年度終了の日から2箇月以内

ウ 計算方法：法人税の所得の計算の例によります。すなわち、例外規定がない限り、法人税法、租特法、青色申告の特典など、法人税の所得に関する諸法規がそのまま適用されます。

(例外規定) 海外投資等損失準備金制度の不適用

3 法人住民税

① 区 分

道府県税・市町村税、普通税

② 納税義務者・課税客体

都道府県及び市町村において、事務所又は事業所を有する法人等

③ 税 率

ア 均等割

資本金等の額	道府県民税 均等割	市町村民税均等割	
		従業者数 50 人超	従業者数 50 人以下
50 億円超	80 万円	300 万円	41 万円
10 億円超 50 億円以下	54 万円	175 万円	
1 億円超 10 億円以下	13 万円	40 万円	16 万円
1,000 万円超 1 億円以下	5 万円	15 万円	13 万円
1,000 万円以下	2 万円	12 万円	5 万円

※ 市町村民税については、制限税率（標準税率の 1.2 倍）が設けられています。

※ 二以上の都道府県（市町村）において事務所（事業所）を有する法人は、課税標準となる法人税額を事務所（事業所）の従業員数であん分し、あん分された額を課税標準とする法人税割額に均等割額を加算して各都道府県（市町村）に申告納付します。

イ 法人税割

i 市町村民税： 9.7%（制限税率 12.1%）

ii 道府県民税： 3.2%（制限税率 4.2%）

<納 税>

ア 方 法：申告納付

イ 納 期：事業年度終了の日から 2 箇月以内

4 不動産取得税

① 区 分

道府県税、普通税

② 課税客体

不動産（土地・家屋）の取得

③ 納税義務者

都道府県に所在する不動産を取得した者

④ 課税標準

不動産取得時の不動産の価格

※ 固定資産課税台帳に価格が登録されている不動産については、その価格

※ 固定資産課税台帳に価格が登録されていない不動産、増改築等により課税台帳価格とかけ離れているものは、固定資産評価基準により価格を決定

⑤ 税 率

4 %

<納 税>

ア 方 法：普通徴収（徴税吏員が納税通知書を納税者に交付することによって地方税を徴収することです）

イ 納 期：都道府県の条例に定めるところによります。

ウ 計算方法：不動産取得時の不動産の価格 × 税率

5 固定資産税

① 区 分

市町村税、普通税

※ 大規模の償却資産の一定額を超える分は道府県税。東京都特別区内において所有する固定資産については東京都が課税。

＜参 考＞

課税団体は原則的に市町村ですが、例外もあります。

(例 外)

ア 大規模な償却資産（その価額の合計額が市町村の人口段階に応じて定められている金額を超えるもの）については、その金額を超える部分については都道府県が固定資産税を課します（近隣市町村との税収の格差を是正するための措置）。

イ 電気通信等の用に供する固定資産又は2以上の市町村にわたって所在する固定資産で、その全体を一の固定資産として評価しなければ適正な評価ができないと認められるもののうち、総務大臣が指定するものについては都道府県（2以上の都道府県にわたる場合は総務大臣）が価格を決定して市町村に配分します。

② 課税客体

賦課期日（1月1日）現在において所有する土地、家屋、償却資産

＜参 考＞

ア 土 地：田、畑、宅地、塩田、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野その他の土地

イ 家 屋：住家、店舗、工場（発電所及び変電所を含む）、倉庫その他の建物

ウ 償却資産：土地及び家屋以外の事業の用に供することができる設備等の資産で、その減価償却額、減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金に算入されるもの

エ 免 税 点：課税標準となるべき額が、以下に示す基準に満たない場合は課税対象になりません。

区 分	基 準
土 地	30 万円
家 屋	20 万円
償却資産	150 万円

③ 納税義務者

賦課期日（1月1日）に、固定資産課税台帳に所有者として登録されている者

＜参 考＞

ア 土 地：土地登記簿又は土地補充課税台帳に所有として登記又は登録されているもの

イ 家 屋：建物登記簿又は家屋補充課税台帳に所有として登記又は登録されているもの

ウ 償却資産：償却資産課税台帳に所有者として登録されているもの

※ 固定資産課税台帳は、土地、家屋については不動産登記の際に自動的に作成され、償却資産については申告（毎年1/1～1/31の間）により作成されます。

※ 償却資産の所有者は、その償却資産の所在地の市町村長に申告します。

④ 課税標準

固定資産税評価額。賦課期日（1月1日）現在における固定資産の適正な時価。

<参 考>

ア 土地・家屋

総務大臣の定める固定資産評価基準をもとに、各市町村の固定資産評価員が評価を行い、市町村長が決定し、3年毎に見直します。（その年度を「基準年度」といいます。次回の評価替えは令和3年度です）

イ 償却資産

取得価額と減価償却により、毎年評価換えを行います。

i 取得価額：法人税法又は所得税法の例によります。

ii 減価償却：原則として、法人税法又は所得税法に規定する定率法によります。

※ 前年度に取得したものは、一律 1/2 償却となります。

$$n \text{ 年度の固定資産税評価額} = P \left(1 - \frac{r}{2} \right) (1 - r)^{n-1}$$

（P：取得価格、r：減価率）

※ 期末帳簿価額に、一定の調整額を加算する方法も認められています。

⑤ 税 率

1.4%（制限税率は廃止されました）

<納 税>

ア 方 法：普通徴収

イ 納 期：4、7、12 及び2月中において、その市町村の条例で定めます。

ウ 計算方法：固定資産課税台帳に登録された価格 × 税率

（注） 評価額の算定にあたっては、平成 19 年度税制改正において導入された新たな定率法は適用されません。また、評価額の最低限度は、取得価額の 5/100 です。

6 特別土地保有税

① 区 分

市町村税、普通税

※ 東京都特別区内に所在する土地に関するものについては東京都が課税

② 課税客体

土地又は土地の取得（土地の保有に係るものと土地の取得に係るものとがあります）

<参 考>

ア 土地の保有に係るものにあつては、当該土地の取得から 10 年間適用となります。

イ 免 税 点：以下に示す基準面積に満たない土地は課税対象になりません。

区 分	基準面積（㎡）
東京都特別区及び指定都市の区の区域	2,000
都市計画区域を有する市町村の区域	5,000
その他の市町村の区域	10,000

③ 納税義務者

土地の所有者又はその取得者

④ 課税標準

土地の取得価額

⑤ 税 率

ア 土地に対して課する特別土地保有税 (保有分) : 1.4%

イ 土地の取得に対して課する特別土地保有税 (取得分) : 3.0%

＜納 税＞

ア 方 法 : 申告納付

イ 納 期 : 保有に係る特別土地保有税 : 5月31日

取得に係る特別土地保有税 : 1月1日前1年以内に取得したもの : 2月末日

7月1日前1年以内に取得したもの : 8月31日

ウ 計算方法 :

保有に係る特別土地保有税 : (土地の取得価格 × 税率) - 固定資産税額

取得に係る特別土地保有税 : (土地の取得価格 × 税率) - 不動産取得税額

(注) 特別土地保有税は、平成15年度以降、当分の間、課税が停止されています。

7 事業所税

① 区 分

市町村税、目的税

※ 東京都特別区内に所在する土地に関するものについては東京都が課税

② 課税客体

事務所又は事業所において法人又は個人の行う事業

＜参 考＞

ア 課税団体は、東京都（特別区の存する区域のみ）、人口30万人以上の都市等に限定されます。

イ 事業所床面積によるものを資産割、従業者給与総額によるものを従業者割といいます。

ウ 免 税 点 : 以下に示す基準以下のものは課税対象になりません。

区 分	基 準
資 産 割	1,000 m ²
従業者割	100 人

③ 納税義務者

事業所等において事業を行う法人又は個人

④ 課税標準

資 産 割 : 年度末における事業所床面積 (m²)

従業者割 : 年度間に支払われた従業者給与総額 (円)

⑤ 税 率

資 産 割：600 円／ m^2

従業者割：0.25%

<納 税>

ア 方 法：申告納付

イ 納 期：法人の事業に係る事業所税…事業年度終了の日から2箇月以内
個人の事業に係る事業所税…翌年の3月15日

ウ 計算方法：事業に係る事業所税＝資産割＋従業者割

資 産 割：事業所床面積（ m^2 ）× 600 円

従業者割：従業者給与総額 × 0.25%

8 都市計画税

① 区 分

市町村税、目的税

② 課税客体

都市計画事業又は土地区画整理事業を行う市町村において、都市計画区域のうち原則として市街化区域内に所在する土地及び家屋

③ 納税義務者

賦課期日（1月1日）における、上記課税客体の所有者

④ 課税標準

土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格

⑤ 税 率

0.3%（制限税率）

<納 税>

ア 方 法：固定資産税の例によります（普通徴収）。

イ 納 期：4、7、12 及び2月中において、その市町村の条例で定めます。

ウ 計算方法：土地又は家屋の価格 × 税率

第2章 情報通信分野に対する税制支援措置

I 電気通信事業の振興

1 加入者線路の圧縮記帳制度（電気通信事業者）

① 目的

加入者の工事負担金をもって電気通信事業者が取得した施設は、実質的には専ら加入者のためにのみ使用されるため、この施設について直ちに課税することは適当でないので、圧縮記帳による課税の特例を講じています。

② 対象者

電気通信回線設備を設置する電気通信事業者（電気通信事業法第117条第1項の認定を受けた者（以下「認定電気通信事業者」という））

③ 対象設備

電気通信事業に必要な施設を設けるために加入者から工事負担金の交付を受け、その工事負担金をもって取得した固定資産

④ 税制支援の内容

ア 軽減措置

「法人税」について、対象となる固定資産の取得価額から、工事負担金の価額を控除した金額を下らない金額までその固定資産の帳簿価額を圧縮して記帳し、圧縮した金額を損金経理により所得の計算上損金の額に算入すること（圧縮記帳）が認められます。

イ 適用期限

期限の定めはありません。

2 譲渡所得の特別控除制度（電気通信事業者）

① 目的

公共の利益の増進のために必要がある場合には、土地収用法等の法令の規定に基づき資産の収用等が行われます。

この場合、収用事業の性格上速やかに施行されることが望ましいこと、また、資産の譲渡者にあつては、自己の意思にかかわらず、なかば強制的に収用等されたものであることから、譲渡益（補償金等）について次のような特例措置を講じています。

② 対象者

土地収用法（昭和26年法律第219号）に基づき、認定電気通信事業者に資産を譲渡した個人又は法人

③ 税制支援の内容

ア 軽減措置

「所得税」及び「法人税」について、土地収用法に基づき、認定電気通信事業者によって電気通信回線設備の用に供する施設を設置するために収用等された資産の譲渡益（補償金額から譲渡直前の帳簿価額及び譲渡経費の合計額を控除した金額）のうち年5,000万円までの金額を損金算入することが認められます。

なお、既成市街地内の電気通信回線設備及び市外通信幹線路の中継設備の用に供する施設を設置するために収用等された場合は、簡易証明方式（土地収用法の事業認定を受けたものである旨の証明書に代えて、収用することができる資産である旨の証明書（所轄税務署が発行）で足りる方式。すなわち、土地収用法による事業認定を受けない場合でも税制措置の対象となる）が適用されます。

イ 適用期限

期限の定めはありません。

3 事業所税の特例措置（電気通信事業者）

① 目的

事業所税は都市環境の整備及び改善に関する事業の財源に充当するための目的税であり、都市機能の維持向上を図るために不可欠な施設については、非課税等の特例措置がとられています。

そこで、電気通信事業の用に供する施設について次のような特例措置を講じています。

② 対象者と税制支援の内容

事業者	事業に係る事業所税	適用期限
固定系電気通信事業者 ・ 東日本電信電話株式会社 ・ 西日本電信電話株式会社 ・ KDD I 株式会社 ・ ソフトバンク株式会社 ・ エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 ・ 楽天コミュニケーションズ株式会社	非課税	期限の定めはありません

③ 対象施設

電気通信事業の用に供する施設（事務所、研究施設、研修施設を除く）

4 特別土地保有税の特例措置（電気通信事業者）

① 目的

特別土地保有税は土地の投機的取引の抑制と宅地供給の促進を図るために設けられた目的税であり、土地収用法の対象となる事業等その土地の取得・保有の目的が公益性を有する場合には、非課税とする措置がとられています。

認定電気通信事業は土地収用法の対象となっており、高い公益性を有していることから、次のとおり特別土地保有税の非課税措置を講じています。

② 対象者

認定電気通信事業者

③ 税制支援の内容

ア 非課税措置

認定電気通信事業の用に供する施設のうち、事務所、宿舍並びに職員の福利及び厚生のための施設以外のものについて、「特別土地保有税」が非課税となります。

イ 適用期限

期限の定めはありません。

(注) 特別土地保有税は、平成 15 年度以降、当分の間、新たな課税は行わないこととなっています。

5 地価税の特例措置（電気通信事業者）

① 目 的

電気通信事業は、国民の日常生活及び産業経済に対し、基礎的・不可欠なサービスを提供する公益性の極めて高い事業であり、設備産業として膨大な土地等を必要とし、かつ、その場所で永続的にサービスの供給が行われなければ国民生活等に著しい支障をきたすという特性を持っていることから、次のとおり地価税の非課税措置を講じています。

② 対象者

認定電気通信事業者

③ 税制支援の内容

ア 非課税措置

認定電気通信事業に直接必要な次の施設又は設備に供されている土地等について「地価税」が非課税となります。

- i 電気通信回線設備
- ii 電気通信回線設備の保守及び修繕のために必要な倉庫
- iii 自動車車庫
- iv 専ら保守及び修繕に従事する職員の事務所等

イ 適用期限

期限の定めはありません。

(注) 地価税については、平成 10 年の課税時期に係るものから、当分の間、課税が停止されています。

6 防災・減災に資する道路の無電柱化の促進に係る固定資産税の特例措置（電気通信事業者）

① 目 的

災害時における電柱の倒壊を未然に防止するためには、道路管理者と電線管理者(電気通信事業者)が連携して無電柱化を進めることが不可欠です。

しかしながら、無電柱化は、架空線の敷設に比べて費用がかさみ電気通信事業者の負担は重くなります。

そこで、電気通信事業者が防災上重要な道路や交通安全上の課題がある道路において無電柱化を行う際に新たに取得した電線等について、次のとおり固定資産税の特例措置を講じることにより、防災上重要な道路や交通安全上の課題がある道路の無電柱化を促進することを目的とします。

② 対象者

電気通信事業者

③ 対象設備

緊急輸送道路等の地下に埋設するために新設した市内線路設備、市外線路設備及びこ

れらを収容し、又は保護するための土木設備

④ 対象区域

道路法第 37 条に基づき電柱の占用を禁止又は制限している道路の区域及び当該区域以外の緊急輸送道路

⑤ 税制支援の内容

ア 軽減措置

「固定資産税」について次の課税標準の特例が認められます。

- i 道路法第 37 条第 1 項の規定により占用の禁止又は制限の指定が行われたことにより電柱の新設が禁止された緊急輸送道路の区域の地下に埋設されるために新設された設備：課税標準 4 年間 1/2
- ii 上記以外の区域の地下に埋設されるために新設された設備：課税標準 4 年間 3/4

イ 適用期間

平成 31 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

II 放送事業の振興

1 地価税の特例措置

(1) 制度の概要

① 目 的

放送の用に供する土地等に係る地価税の特例措置を講じることにより、放送の継続的・安定的提供を通じて、番組制作の充実を図るとともに、放送の普及を図るなど放送の健全な発達に資するものです。

② 対象者

民間基幹放送事業者（NHKに対する特例措置については後述）

③ 税制支援の内容

無線設備（電波法施行規則第2条第1項第37号に規定する送信空中線系）の用に供されている土地等（以下、「特定の放送用施設」という）であって、特定の放送用施設以外の用に供されている土地等の面積が1/10未満である場合、地価税の課税標準を2/3とすることが認められます。

(2) 手続き

税務申告の際、総務大臣の証明（地価税の課税の特例措置の適用に係る証明書）が必要になりますので、あらかじめ証明申請書を総合通信局（沖縄総合通信事務所を含みます。以下同じ）に提出し、証明書の交付を受けてください。

(注) 地価税については、平成10年の課税時期に係るものから、当分の間、課税が停止されています。

2 NHKに対する税制支援措置

日本放送協会（NHK）の公共性にかんがみ、次の税制上の特例措置を講じています。

[国 税]

税 目	特例措置の内容
所得税	非課税
法人税	非課税
地価税	非課税
登録免許税	非課税（放送局の免許に係る登録免許税）
関税	免税（録画済のニュース用のテープ等）

[地方税]

税 目	特例措置の内容
道府県民税	非課税（法人税割）
事業税	非課税
不動産取得税	非課税（地方税法施行令第36条の3第2項に規定する不動産以外）
市町村民税	非課税（法人税割）
固定資産税	課税標準1/2（地方税法施行令第52条の3に掲げる固定資産以外）
特別土地保有税	非課税（不動産取得税が非課税のもの）
事業所税	非課税
都市計画税	課税標準1/2（固定資産税の課税標準が1/2のもの）

Ⅲ C A T V事業等の振興

1 工事負担金の圧縮記帳制度（C A T V事業者・有線放送電話業者）

① 目 的

有線テレビジョン放送事業（C A T V事業）の場合、施設の設置に必要な膨大な経費の多くは加入者の工事負担金で賄っていますが、工事負担金収入について収益として直ちに課税されると、工事負担金の全額を設備投資費に充当できず、必要な設備資金に不足が生じ事業運営上大きな影響を受けることとなります。

そこで、加入者の工事負担金をもって取得した施設について圧縮記帳による課税の特例を講じています。同様に、有線放送電話業者についても、工事負担金の圧縮記帳制度が認められています。

② 対象者

C A T V事業者、有線放送電話業者

③ 対象施設

C A T V事業に必要な施設を設けるために加入者から工事負担金の交付を受け、その工事負担金をもって取得した固定資産

④ 税制支援の内容

ア 軽減措置

「法人税」について、対象となる固定資産の取得価額から工事負担金の価額を控除した金額を下らない金額までその固定資産の帳簿価額を圧縮して記帳し、圧縮した金額を損金経理により所得の計算上損金の額に参入すること（圧縮記帳）が認められます。

イ 適用期限

期限の定めはありません。

2 防災・減災に資する道路の無電柱化の促進に係る固定資産税の特例措置（有線放送事業者等）

① 目 的

災害時における電柱の倒壊を未然に防止するためには、道路管理者と電線管理者（有線放送事業者等）が連携して無電柱化を進めることが不可欠です。

しかしながら、無電柱化は、架空線の敷設に比べて費用がかさみ有線放送事業者等の負担は重くなります。

そこで、有線放送事業者等が防災上重要な道路や交通安全上の課題がある道路の無電柱化を行う際に新たに取得した電線等について、次のとおり固定資産税の特例措置を講じることにより、防災上重要な道路や交通安全上の課題がある道路の無電柱化を促進することを目的とします。

② 対象者

ア 放送法第2条第25号に規定する一般放送事業者（有線電気通信法第2条第2項に規定する有線電気通信設備（以下「有線電気通信設備」という。）を用いて放送法第2条第3号に規定する一般放送（以下、「一般放送」という。）の業務を行う者に限る。）

イ 放送法第2条第26号に規定する放送事業者以外の者（有線電気通信設備を用いて同条第3号に規定する一般放送の業務を行う者で有線電気通信法第3条第1項の届出を

した者に限る。)

③ 対象設備

緊急輸送道路等の地下に埋設するために新設した有線電気通信設備令第1条第5号に規定する線路（送信の場所と受信の場所との間に設置されている電線及びこれに係る中継器その他の機器（これらを支持し、又は保蔵するための工作物を含む。））

④ 対象区域

道路法第37条に基づき電柱の占用を禁止又は制限している道路の区域及び当該区域以外の緊急輸送道路

⑤ 税制支援の内容

ア 軽減措置

「固定資産税」について次の課税標準の特例が認められます。

- i 道路法第37条第1項の規定により占用の禁止又は制限の指定が行われたことにより電柱の新設が禁止された緊急輸送道路の区域の地下に埋設されるために新設された設備：課税標準4年間1/2
- ii 上記以外の区域の地下に埋設するために新設された設備：課税標準4年間3/4

イ 適用期限

平成31年4月1日から令和4年3月31日まで

Ⅳ 通信・放送事業の高度化

放送ネットワーク災害対策促進税制

(1) 制度の概要

① 目的

ラジオ放送事業者の災害対策を促進することにより、災害時における放送による国民への情報提供を確実なものとし、地域の耐災害性の向上を図ることを目的として、次の税制支援を講じています。

② 対象者

ラジオ放送事業者

③ 対象設備

放送法施行規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 10 号）第 86 条の 2 第 1 項又は第 101 条の 2 第 1 項の規定に基づき総務大臣の確認を受けた基幹放送設備等整備計画又は基幹放送局設備整備計画に記載した設備。

これらの整備計画に記載することができる設備は、次のアに掲げる要件をすべて具備する設備であって、次のイに掲げる設備。

ア 要件

- i 設備の整備主体が中波放送、短波放送若しくは超短波放送を行う地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者（その基幹放送局設備を中波放送、短波放送又は超短波放送の業務の用に供する者に限る。）であること（日本放送協会及び放送大学学園を除く。）。
- ii 設備の整備が、次のいずれかの場合に該当し、かつ、当該設備の整備が一体的に行われるものであること。

＜予備送信所の整備＞

- a 次のいずれかに該当する地域（以下「大規模自然災害被害懸念地域」という。）に立地している基幹放送局の送信設備について、当該設備が機能しなくなった場合に限り代替的に運用するために、当該設備の設置場所と比べて自然災害の影響を受けにくいと認められる場所に新たに予備の設備を設置する場合
 - ・ 地震防災対策特別措置法（平成 7 年法律第 111 号）第 14 条の規定に基づき、都道府県若しくは市町村が津波により浸水する範囲として特定した地域又は津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき都道府県知事が設定した津波浸水想定により、津波があった場合に浸水が想定されるものとして特定した地域の内にあって、浸水深が概ね 50 cm 以上の地域
 - ・ 河川敷内又は水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 14 条の規定に基づき指定された外水氾濫区域（浸水想定区域）内にあり、想定される浸水深が概ね 50 cm 以上の地域
 - ・ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき指定された土砂災害警戒区域又は同法第 9 条第 1 項の規定に基づき指定された土砂災害特別警戒区域内にあり、土砂災害による被害が想定されている地域

＜FM補完中継局の整備＞

- b 大規模自然災害被害懸念地域内に立地している既存の中波放送を行う基幹放送局の送信設備について、当該設備が機能しなくなった場合に備え、当該設備と

比べて自然災害の影響を受けにくいと認められる場所に、当該設備の補完として新たに超短波放送を行う基幹放送局の設備を整備する場合

iii 大規模自然災害被害懸念地域内に立地する既存の基幹放送局の送信設備が想定される自然災害に被災することによって、放送の継続に支障を来すことが認められるものであること。

iv 平成 31 年度までに全ての整備が終了する計画となっているものであること。

イ 設備

- ・ 鉄塔
- ・ 局舎
- ・ 外構施設
- ・ 受電設備（電力引込み送電線を含む。）
- ・ 送信空中線
- ・ 受信空中線
- ・ 送信機
- ・ 受信機
- ・ 中継回線設備
- ・ 伝送用専用線
- ・ 電源設備（予備電源設備を含む。）
- ・ 監視装置
- ・ 警報装置
- ・ 制御装置
- ・ 上記のほか、ア ii の整備に必要な附帯設備

④ 税制支援の内容

ア 軽減措置

地 方 税 「固定資産税」の課税標準について、対象設備（償却資産に限る。）の取得後 3 年度分、3/4 とすることが認められます。

イ 適用期限

平成 30 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日まで

(2) 手続き

① 整備計画の確認の手続

放送ネットワーク災害対策促進税制の適用を受けるためには、放送法施行規則第 86 条の 2 第 1 項又は第 101 条の 2 第 1 項の規定に基づき総務大臣の確認を受けた基幹放送設備等整備計画又は基幹放送局設備整備計画に従って対象設備を取得等することが必要です。

ア 申 請

次の書類を作成し、総務省（総合通信局経由で情報流通行政局地上放送課）に提出します。

- i 基幹放送設備等整備計画についての確認申請書
- ii 添付書類
 - a 別紙 1 設備整備所要額等総括表
 - b 別紙 2 基幹放送局の整備の詳細
 - c 整備計画のスケジュール

イ 確 認

総務大臣は、提出された整備計画に記載された設備が上記(1)③の対象設備であるこ

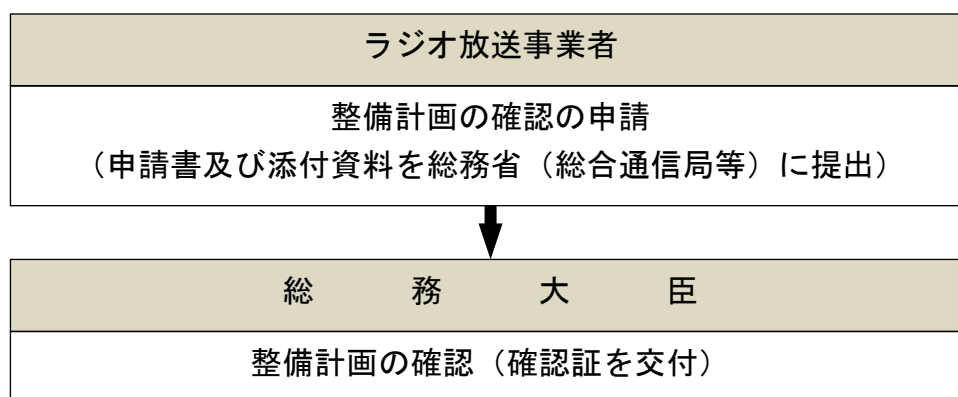
との確認を行い、確認書（確認申請書の写し）を交付します。

② 税務申告の際の手続

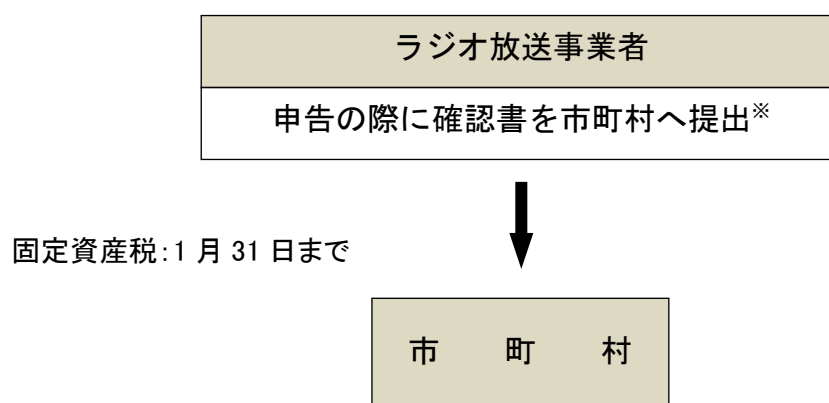
確認書は、当該設備が上記の確認を受けた整備計画に従って取得等したものであることの証明書にもなるため、税務申告の際には確認書の提出が必要です。

図 放送ネットワーク災害対策促進税制の適用を受けるための手続

① 整備計画の確認の手続



② 税務申告の際の手続



※ 固定資産税の申告期限までに確認書を提出できない場合は、事前に市町村と相談の上、後日、確認書を提出することとなります（税務申告は、期限までに行うことを要します。）。

放送ネットワーク災害対策促進税制の適用を受けるには、上記のとおり、総務大臣による整備計画の確認が必要となりますので、対象設備を取得等し、本税制の適用を受けようとする場合には、整備に着手する前に総務省にお問い合わせください。

問い合わせ先：情報流通行政局地上放送課（電話 03-5253-5949）

V 新規事業の支援

1 エンジェル税制

① 目的

創業間もない企業に対するリスクマネーの供給不足を解消し、新規事業の育成・発展を促進することを目的として、次の税制支援措置を講じています。

② 対象者

以下の要件を満たした個人

- ・金銭の払込により、対象となる企業の株式を取得していること。
(他人から譲り受けた株式、現物出資等により取得した株式は対象にはなりません)
- ・投資先の企業が同族会社（その会社の3人以下の株主（個人及び親族等）グループが、当該企業の株式等を50%超保有している会社）である場合には、持株割合が大きいものから第3位までの株主グループの持株割合を順に加算し、その割合がはじめて50%超になる時における株主グループに属していないこと。

③ 税制支援の内容

ア 軽減措置

国 税	「所得税」
地 方 税	「個人住民税」（（ア）を除く）

(ア) 特定中小会社※が発行する株式を払込みにより取得した場合に、一定の要件の下で、

- ① 「投資額－2千円」をその年の総所得金額等から控除
(控除対象となる投資額の上限は、総所得金額の40%と1,000万円のいずれか低い方)
- ② 投資額全額を、その年の他の株式譲渡益から控除
(控除対象となる投資額の上限なし)

※ 対象企業要件

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第2条第1項第1号から第5号に定義する「中小企業者」であって、

- ①の場合、創業（設立）3年未満の中小企業者であること
- ②の場合、創業（設立）10年未満の中小企業者であること
- ii 以下の要件を満たすこと

○ (ア) の①の場合：設立3年未満

設立経過年数	要 件
1年未満かつ最初の事業年度を未経験	研究者あるいは新事業活動従事者※ ¹ が2人以上かつ常勤の役員・全従業員の10%以上
1年未満かつ最初の事業年度を経過	研究者あるいは新事業活動従事者が2人以上かつ常勤の役員・従業員の10%以上で直前期までの営業キャッシュ・フローが赤字。
1年以上～2年未満	試験研究費等※ ² が売上高の3%超で直前期までの営業キャッシュ・フローが赤字。または、研究者あるいは新事業活動従事者が2人以上かつ常勤の役員・従業員の10%以上で直前期までの営業キャッシュ・フローが赤字。
2年以上～3年未満	試験研究費等が収入金額の3%超で直前期までの営業キャッシュ・フローが赤字。または、売上高成長率※ ³ が25%超で直前期までの営業キャッシュ・フローが赤字。

※1：「新規事業活動従事者」とは、技術開発者、商品企画者、マーケティング担当者等の新たな事業に従事する者。

※2：研究開発費や市場開拓のための宣伝費・マーケティング調査費など新たな事業を実施するために特に必要な費用（どのような費用が対象となるかはこちらもしくは最寄りの経済産業局等にお問い合わせ下さい）。

※3：「売上高成長率」とは前々期の売上高に対する前期の売上高の伸び率又は第1期から前期までの売上高の平均伸び率。

○（ア）の②の場合：設立10年未満

設立経過年数	要 件
1年未満	研究者あるいは新事業活動従事者が2人以上かつ常勤の役員・全従業員の10%以上。
1年以上～2年未満	試験研究費等が収入金額の3%超。または、研究者あるいは新事業活動従事者が2人以上かつ常勤の役員・従業員の10%以上。
2年以上～5年未満	試験研究費が収入金額の3%超。または、売上高成長率が25%超。
5年以上～10年未満	試験研究費等が収入金額の5%超。

iii 外部からの投資を1/6以上取り入れていること

- ・ 発行済株式の総数の30%以上の株式を保有している株主グループ（株主とその親族等のことをいう）の保有している株式の合計数が、発行済株式の総数の5/6を超えないこと。但し、発行済株式の総数の50%超保有している株主グループがいる場合、その株主グループの保有している株式の数が、発行済株式の総数の5/6を超えないこと。

iv 大規模法人（資本金1億円以上等）及び当該大規模法人と特殊の関係（子会社等）にある法人（以下「大規模法人グループ」という）の所有に属さないこと

- ・ 発行済株式の総数の50%超を、一つの大規模法人グループに保有されていないこと。
- ・ 発行済株式の総数の2/3以上を、複数の大規模法人グループに保有されていないこと。

v 未登録・未上場の株式会社で、風俗営業等に該当する事業を行う会社でないこと

（イ） 特定中小会社の株式を売却し、損失が生じた場合、その年の他の株式譲渡益と通算（相殺）できるだけでなく、その年に通算（相殺）しきれなかった損失については、翌年以降3年にわたって、順次株式譲渡益と通算（相殺）が可能

イ 適用期限

期限の定めはありません。

2 スtockオプション税制

① 目 的

人材の能力・業績に見合った報酬の提供が可能となり、有能な人材の確保が図られることとなるストックオプション制度を税制面から支援することにより、新規事業活動を活発化すること等を目的としています。

② 対象者

ストックオプション税制の優遇措置を受けるにあたり、付与されるストックオプションの対象者が、下記の要件を満たす必要があります（一定の大口株主及びその特別関係者を除く）。

- ・ 自社の取締役、執行役又は使用人（およびその相続人）
- ・ 発行株式総数の 50%超を直接又は間接に保有する法人の取締役、執行役又は使用人（およびその相続人）

③ 税制支援の内容

ア 軽減措置

国 税	「所得税」
地 方 税	「個人住民税」

ストックオプションは、原則として、権利行使時点で、行使時の時価が権利行使価額を上回る部分につき、給与所得として課税され、また当該株式の売却時点で、譲渡価額と権利行使時の時価との差額部分について譲渡所得として課税されます。

ただ、税制適格ストックオプションの場合、権利行使時の課税は繰り延べられ、株式売却時に売却価額と権利行使価額との差額に対し、譲渡所得として課税されます。

イ 適用期限

期限の定めはありません。

VI 研究開発の促進

1 試験研究費の総額に係る税額控除制度（総額型）

① 目 的

我が国の研究開発における民間への依存度は高く、この傾向は情報通信分野においても顕著なものになっています。そこで、先端的な情報通信技術の研究開発など、多額の資金の投入を必要とするリスクの高い研究開発に対する民間部門の取組を促進することを目的として、次の税制支援措置を講じています。

② 対象者

法人又は個人（事業を行う者に限る）

③ 対象となる試験研究費

ア 各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される又はその年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される、「製品の製造」又は「技術の改良、考案若しくは発明」に係る試験研究のために要する費用であって以下に掲げるもの

（ア）その試験研究を行うために要する原材料費、人件費（専門的知識をもって当該試験研究の業務に専ら従事する者に係るものに限る）及び経費

（イ）他の者に委託して試験研究を行う法人又は個人の当該試験研究のために当該委託を受けた者に対して支払う費用

（ウ）技術研究組合に賦課される費用

〔租税特別措置法施行令第27条の4第3項第1号他〕

イ 各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される又はその年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される、「対価を得て提供する新たな役務の開発」に係る試験研究のために要する費用であって以下に掲げるもの

（ア）その試験研究を行うために要する原材料費、人件費（当該試験研究の業務に専ら従事する者として財務省令で定める者に係るものに限る）、及び経費（経費のうち外注費については、外注先での原材料費、人件費及び外注費以外の経費に相当する部分に限る）

（イ）他の者に委託して試験研究を行う法人又は個人の当該試験研究のために当該委託を受けた者に対して支払う費用（ただし、（ア）に相当する部分に限る）

〔租税特別措置法施行令第27条の4第3項第2号他〕

※サービス開発に係る人件費については、以下の者にかかるものに限る。

（ア）情報の解析に必要な確率論及び統計学に関する知識並びに情報処理に関して必要な知識を有すると認められる者（情報解析専門家）であり、

（イ）その専門的な知識をもってサービス開発に掲げる試験研究の業務に専ら従事する者。

〔租税特別措置法施行規則第20条第1項及び第2項他〕

※試験研究費に充てるために他の者から支払を受けた金額（受託研究の対価・補助金等）がある場合には、その金額は試験研究費の額から除外します。

④ 税制支援の内容

ア 軽減措置

国	税
---	---

 「所得税」「法人税」

試験研究費の総額の一定割合を法人税又は所得税から控除できる制度です。控除額は、「試験研究費の額×控除率（増減試験研究費割合に応じて6～14%）」となります

(10%を超える控除率部分は、2年間の時限措置)。控除率は、以下のとおり算出されます。

＜控除率＞

i 増減試験研究費割合 8%超

$9.9\% + (\text{増減試験研究費割合} - 8\%) \times 0.3 \dots 14\% \text{を上限}$

ii 増減試験研究費割合 8%以下

$9.9\% - (8\% - \text{増減試験研究費割合}) \times 0.175 \dots 6\% \text{を下限}$

・当該事業年度が設立事業年度であるとき又は比較試験研究費の額が零であるときの控除率は、8.5%。

なお、控除の上限は法人税額又は所得税額の25%（ベンチャー企業（設立10年以内で欠損金の翌期繰越額がある企業）にあつては40%）相当額となります（恒久措置）。ただし、売上高試験研究費割合が10%を超える場合、その割合に応じて、控除上限及び控除率を上乗せすることができます（2年間の時限措置）。

i 控除上限の上乗せ

$(\text{売上高試験研究費割合} - 10\%) \times 2 \dots \text{最大 } 10\%$

ii 控除率の上乗せ

$\text{通常の控除率} + \{(\text{売上高試験研究費割合} - 10\%) \times 0.5\} \times \text{通常の控除率} \dots \text{最大 } 14\%$

※ { } 内は、最大0.1

イ 適用期限

控除率の10%超の部分及び売上高試験研究費割合が10%を超えた場合の控除上限及び控除率の上乗せ措置については、令和3年3月31日までの時限措置です。

2 特別試験研究費の額に係る税額控除制度

① 目 的

産学官連携の共同・委託研究を促進することにより、今後の我が国のリーディング産業である情報通信産業をはじめとする各産業の民間研究開発投資を促進し、民間における情報通信技術等の各分野の研究開発の一層の進展を図り、新規事業及び雇用の創出、知的資産の創出、サービスの高度化・多様化の実現並びに技術の普及による生産性・利便性の向上による我が国全体の産業・社会構造改革に資することを目的としています。

② 対象者

法人又は個人（事業を行う者に限る）

③ 対象となる特別試験研究費

特別試験研究機関等、大学等、その他の者と共同で行う試験研究に要する費用、これらの者へ委託して行う試験研究に要する費用又は中小企業者等に支払う知的財産権の使用料

④ 税制支援の内容

ア 軽減措置

国 税 「所得税」「法人税」

特別研究機関等、大学等、その他の者との共同試験研究又はこれらに対する試験研究の委託を行った場合等に、当該民間企業等が負担した試験研究費の額に、以下の税額控除割合を乗じた額を、その事業年度の法人税額又は所得税額の 10%相当額を上限として法人税額又は所得税額から控除できる制度です。（「試験研究費の総額に係る税額控除制度」及び後述する「中小企業技術基盤強化税制」とは別枠となります。なお、本制度を活用するために計上した試験研究費については、「試験研究費の総額に係る税額控除制度」及び「中小企業技術基盤強化税制」を活用するための試験研究費として計上できません。）

- i 特別研究機関等又は大学等 30%
- ii 研究開発型ベンチャー 25%
- iii 上記以外のもの 20%

地 方 税 「法人住民税」

法人住民税の課税標準となる法人税額は、原則として税額控除を行う前の法人税額を用いることとされていますが、中小企業者等の試験研究費の税額控除については、これらの税額控除後の法人税額を法人住民税の課税標準とします。

ただし、税額控除は、次の金額を限度とします。

- i 個人の場合：適用年の事業所得に係る所得税の額の 5/ 100 相当額
- ii 法人の場合：適用年度の所得に対する法人税の額の 5/ 100 相当額

イ 適用期限

適用期限の定めはありません。

※国の試験研究機関と共同で行う試験研究又は国の試験研究機関に委託する試験研究に関する試験研究費については、その金額について、当該試験研究機関の長又は各地の総合通信局長若しくは沖縄総合通信事務所の認定が必要となります。

※平成 29 年度税制改正により、次のとおり手続要件が緩和されました。

- ① 契約変更前に支出した費用であっても、その契約に係るものであることが明らかであり、その支出日と契約変更日が同一事業年度にあれば対象とする。
- ② 対象費用の額の確認については、領収書等との突合までは求めないことを明確化する。
- ③ 対象範囲を、「当該研究に要した費用の総額」とすることにより、当該研究に必要な間接経費（光熱費や修繕費等）も含むものとする。

※経済産業省より「特別試験研究費税額控除制度ガイドライン」が公表されておりますので、活用にあたって参考にして下さい（http://www.meti.go.jp/policy/tech_promotion/tax-guideline.html）。

3 中小企業技術基盤強化税制

中小事業者等は、「試験研究費の総額に係る税額控除制度」の適用に代えて、この「中小企業技術基盤強化税制」を適用することができます。

① 目 的

中小企業者における技術開発は、既存の枠にとらわれない独創性・新規性に富むものが期待されます。中小企業者の行う、情報通信分野をはじめとする各分野の研究開発を促進させることを目的として、「試験研究費の総額に係る税額控除制度（総額型）」よりも税額控除率が高い税制支援措置を講じています。

② 対象者

次に該当する中小企業者等

- ・資本金または出資金の額が1億円以下の法人
- ・資本金または出資金を有しない法人のうち、常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
- ・常時使用する従業員数が1,000人以下の個人事業主
- ・農業協同組合等

ただし、次の法人は、たとえ資本金または出資金の額が1億円以下でも中小企業者とはなりません。

①大規模法人（資本金もしくは出資金の額が1億円超の法人、資本もしくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人超の法人又は大法人（※1）の100%子法人等）に発行済み株式又は出資総数・総額の1/2以上を所有されている法人

②2以上の大規模法人に発行済み株式又は出資総数・総額の2/3以上を所有されている法人

※1 資本金5億円以上の法人、相互法人・外国相互会社（常時使用する従業員が1,000人超のもの）又は受託法人

※2 前3年以内に開始した各事業年度の所得金額の平均が15億円を超える法人は、この制度を適用することはできません。

③ 対象となる試験研究費

「1 試験研究費の総額に係る税額控除制度」と同じです。

④ 税制支援の内容

ア 軽減措置

国 税 「所得税」「法人税」

試験研究費の総額の一定割合を法人税から控除できる制度です。控除額は、「試験研究費の額×控除率（増減試験研究費割合に応じて12～17%）」となります（12%を超える控除率部分は、2年間の時限措置）。控除率は、以下のとおり算出されます。

＜控除率＞

- ・増減試験研究費割合 8%超
 $12\% + (\text{売上高試験研究費割合} - 10\%) \times 0.35 \times \text{通常の控除率}$
・・・ 最大17%
- ・増減試験研究費割合 8%以下

12%一律

なお、控除の上限は法人税額の 25%相当額となります（恒久措置）。ただし、①増加試験研究費割合が 8 %超の場合に控除上限を 10%上乗せすることができます（2 年間の時限措置）。また、②売上高試験研究費割合が 10%を超える場合、その割合に応じて控除上限を最大 10%上乗せすることができます（①と②は選択制、2 年間の時限措置）。

さらに、売上高試験研究費割合が 10%を超える場合、その割合に応じて、控除率を上乗せすることができます（2 年間の時限措置）。

i 売上高試験研究費割合 10%超の場合の控除上限の上乗せ

$(\text{売上高試験研究費割合} - 10\%) \times 2 \quad \dots \quad \text{最大 } 10\%$

ii 控除率の上乗せ

$\text{通常の控除率} + \{(\text{売上高試験研究費割合} - 10\%) \times 0.5\}^*$

$\times \text{通常の控除率} \quad \dots \quad \text{最大 } 17\%$

※ { } 内は、最大 0.1

地 方 税 「法人住民税」

法人住民税の課税標準となる法人税額は、原則として税額控除を行う前の法人税額を用いることとされていますが、中小企業者等の試験研究費の税額控除については、これらの税額控除後の法人税額を法人住民税の課税標準とします。

ただし、税額控除は、次の金額を限度とします。

i 個人の場合：適用年の事業所得に係る所得税の額の 35 /100 相当額

ii 法人の場合：適用年度の所得に対する法人税の額の 35 /100 相当額

イ 適用期限

控除率の 12%超の部分及び増加試験研究費割合が 8 %超の場合又は売上高試験研究費割合 10%超の場合の控除上限の上乗せ措置については、令和 3 年 3 月 31 日までの時限措置です。

4 技術研究組合の所得計算の特例制度

① 目 的

「技術研究組合」は、相互に補完関係を有する複数のパートナーによる共同研究を通じて、成長性の高い成果の創出を目的とするための法人形態です。組合の事業実施にあたって必要となる資産（試験研究用資産）の取得の際の税制上の措置を講じることにより、他の法人形態との税制上のイコールフットィングを図り、円滑な研究開発事業の実施を可能とするための環境を整備することを目的としています。

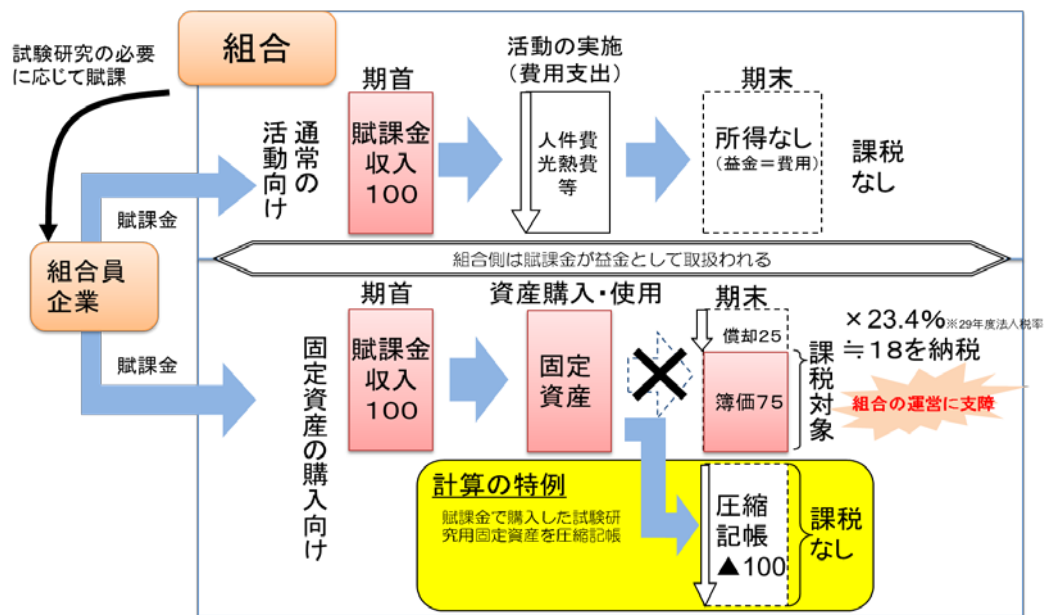
② 対象者

技術研究組合

③ 税制支援の内容

ア 税制支援の内容

技術研究組合が、賦課金をもって試験研究用資産を取得し、1 円まで圧縮記帳をした場合には、減額した金額を損金に算入することができます。



イ 適用期限
令和3年3月31日まで

Ⅶ 地域情報化の促進

地域データセンター整備促進税制

(1) 制度の概要

① 目的

IoT 時代の到来により地域において生み出されるデータの急増が見込まれる中、情報流通の要となるデータセンター関連設備の地域への整備を促進。これにより地域経済を活性化するとともに、首都圏に集中しがちなトラヒックを分散して国土強靱化を実現する。

② 対象者

特定通信・放送開発事業実施円滑化法（円滑化法）の規定に基づき、事業の実施に関する計画の認定を受けた電気通信事業者

③ 対象設備

認定計画（総務大臣の認定を受けた実施計画）に従って取得した電気通信設備（①サーバ、②ルータ・スイッチ、③電源装置（②～③は、①と同一の認定計画に基づき、同一の施設内に設置されるものに限る。））

対象設備名	設 備 の 定 義 ・ 条 件
サーバ用の電子計算機	[国税] ・東京圏 ※ ¹ 以外の地域のデータセンターに設置されるサーバ用の電気計算機のうち、主として設置される都道府県又は当該都道府県に隣接する都道府県（東京圏を除く。）において当該情報の提供を受ける者に利用されることが見込まれるもの。 ・サーバ用の電子計算機とは、これと同時に設置する付属の補助記憶装置又は電源装置を含む。 [地方税] ・首都直下地震緊急対策区域 ※ ² 以外の地域のデータセンターに設置されるサーバ用の電子計算機のうち、同区域のデータセンターに設置されたサーバ用の電子計算機に保管された顧客の情報のバックアップを行うためのもの。 ・サーバ用の電子計算機とは、これと同時に設置する付属の補助記憶装置又は電源装置を含む。
ルータ・スイッチ	・通信プロトコルにより符号を交換または分配する電気通信設備。
電源装置	・サーバ用の電気計算機に電力を供給するもの。

※¹ 東京圏とは、多極分散型国土形成促進法（昭和 63 年法律第 83 号）第 22 条第 1 項の規定により東京圏として指定された区域をいう。

※² 首都直下地震緊急対策区域とは、首都直下地震対策特別措置法（平成 25 年法律第 88 号）第 3 条第 1 項の規定により首都直下地震緊急対策区域として指定された区域をいう。

④ 税制支援の内容

ア 軽減措置

国 税

「法人税」について、対象設備の取得価額の 15%の特別償却が認められます。

地 方 税

「固定資産税」について、対象設備に係る課税標準を最初の 3 年間 4 分の 3 とする措置が認められます。ただし、首都直下地震緊急対策区域及び同区域以外の地域の双方に設置された施設を利用して地域特定電気通信設備供用事業を行う電気通信事業者については、税制対象設備の取得価格が、5 億円以上で、かつ、施設ごとの地域特定電気通信設備供用事業 ※³の用に供する減価償却資産（法人税法施行令第 13 条第 1 号から第 7 号までに掲げるものに限る。）の取得価格の合計額に占める割合が

20%以上であるものに限りです。

※3 地方税法附則第15条第46項に規定する地域特定電気通信設備供用事業

イ 適用期限

平成30年4月1日から令和2年3月31日まで

(2) 手続き

① 特定通信・放送開発事業実施円滑化法に基づく実施計画の認定手続き

本税制の適用を受けるためには、認定計画に従って対象設備を取得等することが必要です。なお、認定の手続きは次のとおりです。

ア 申請

次の書類を作成し、総務省（総合通信基盤局電気通信事業部データ通信課）に提出してください。

- i 実施計画認定申請書
- ii 実施計画書
- iii iに記載の添付書類

イ 認定

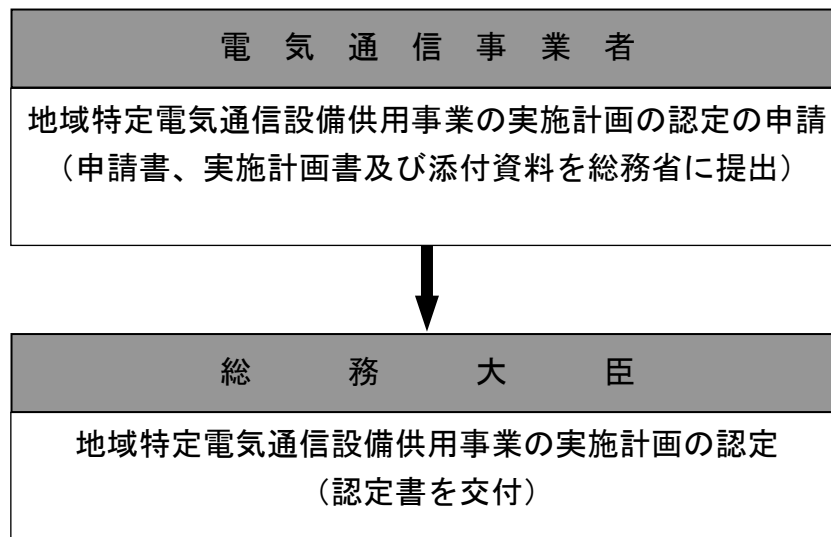
総務大臣は、提出された実施計画が「特定通信・放送開発事業の実施に関する指針」（平成28年総務省告示第64号）に照らし適切なものであり、かつ、当該実施計画が確実に実施される見込みがあると認められるときは実施計画の認定を行います。

② 税務申告の際の手続き

税務申告の際に、関係書類とともに認定書を税務署等に提出します。

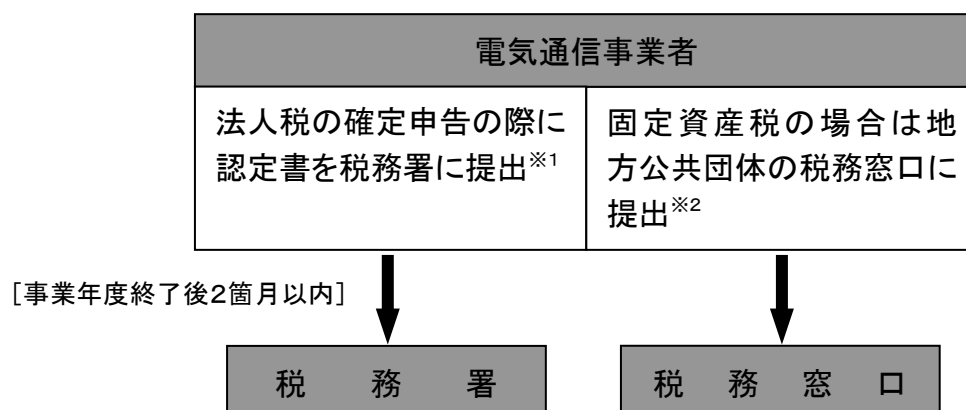
図 地域データセンター整備促進税制の適用を受けるための手続き

① 特定通信・放送開発事業実施円滑化法に基づく実施計画の認定手続き



② 税務申告の際の手続き

- ◎ 申告の際、総務大臣の発行した認定書の提出が必要です。



※¹ 法人税の申告期限までに認定書を提出できない場合は、事前に税務署と相談の上、後日、認定書を提出することとなります(税務申告は、期限までに行うことを要します。)

※² 固定資産税の場合は地方公共団体により手続方法が異なる可能性がありますのでご注意ください。

地域データセンター整備促進税制の適用を受けるには、上記のとおり、総務大臣による実施計画の認定が必要となりますので、対象設備を取得等し本税制の適用を受けようとする場合には、事前に総務省にお問い合わせください。

問い合わせ先：総合通信基盤局電気通信事業部データ通信課（電話 03-5253-5853）

VII 沖縄の振興

沖縄情報通信産業振興税制

(沖縄振興特別措置法による情報通信産業振興地域制度及び情報通信産業特別地区制度)

【情報通信産業振興地域制度】

① 目 的

沖縄の振興に不可欠な沖縄のリーディング産業である情報通信産業の振興を図るため、情報通信産業振興地域における情報通信産業の立地を図ることを目的として、次の税制支援措置を講じます。

② 対象者

情報通信産業（電気通信業、放送業（有線放送業を含む）、映画、放送番組その他影像又は音声その他の音響により構成される作品であって録画され、又は録音されるものの制作の事業、情報記録物（新聞、書籍等の印刷物を除く）の製造業、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業及びインターネット附属サービス業（ASP等）を営む事業者及び情報通信技術利用事業（情報通信産業以外の業種に属する事業者が行うコールセンター事業、ビジネスプロセスアウトソーシング業）を営む事業者であり、沖縄県内の情報通信産業振興地域に指定された 24 地域において情報通信産業、情報通信技術利用事業の用に供する設備を新增設する者。

(情報通信産業振興地域)

那覇市、うるま市、宜野湾市、宮古島市、石垣市、浦添市、名護市、糸満市、沖縄市、本部町、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村、西原町、豊見城市、八重瀬町、与那原町、南風原町、宜野座村、南城市、恩納村、金武町

③ 対象物及び税制支援の内容

ア 軽減措置

国 税 「法人税」について、以下の資産を取得した場合に、その資産の取得価額に対して、それぞれの資産に応じた税率の税額を控除することができます。

対 象 資 産	税 率
・ 機械、装置 ・ 特定の器具、備品 （電子計算機、デジタル交換設備、デジタルボタン電話設備、ICカード利用設備）	15%
・ 建物、その附属設備、構築物	8%

◎ 情報通信産業、情報通信技術利用事業の用に供する、1 件あたり 100 万円を超える設備を新設・増設した場合、その設備を構成する資産に上記の資産が含まれている場合に限りです。

◎ 適用年度の所得に対する法人税の額の 20/100 相当額を限度とします。

地 方 税 「事業所税」について、情報通信産業、情報通信技術利用事業の用に供する事業所を新設した場合の資産割は、課税標準が 1/2 となります（5 年間）。

◎ この他、事業税、不動産取得税、固定資産税について地方公共団体が課税免除又は不均一課税を行った場合、地方交付税による減収補填の措置があります。

イ 適用期限

平成 31 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで

【情報通信産業特別地区制度】

① 目 的

沖縄県の情報通信産業振興地域のうち特別に情報通信産業を振興する地区を指定し、情報通信産業集積の牽引力となる特定情報通信事業（データセンター、インターネットサービスプロバイダ、インターネット・エクスチェンジ、バックアップセンター、セキュリティデータセンター、相互接続検証事業）を実施する企業の立地促進を目的として、次の税制支援措置を講じます。

② 対象者

情報通信産業振興計画に定められた情報通信産業特別地区の区域に設立（H24.5.24以降に新設された法人）され、当該区域内で特定情報通信事業を営む者であり、常時使用する従業員が5人以上であること、特別地区内に本店又は主たる事務所を有する法人であること等の要件を満たすことについて沖縄振興特別措置法第30条第1項の認定を受けた法人。

（情報通信産業特別地区）

那覇・浦添地区（那覇市、浦添市）、名護・宜野座地区（名護市、宜野座村）、うるま地区（うるま市）

③ 税制支援の内容

ア 軽減措置

国	税
---	---

 「法人税」について、40%の所得※控除が認められます。（認定を受けてから、設立の日の10年後まで）

※ 地区内において営む特定情報通信事業に係る法人所得に限ります。

イ 適用期限

平成31年4月1日から令和3年3月31日まで

「情報通信産業特別地区制度」による所得控除と、「情報通信産業振興地域制度」による投資税額控除を選択適用することができます。

Ⅸ 情報化投資の促進

1 中小企業等経営強化法に基づく税制措置等

(固定資産税特例、中小企業経営強化税制、中小企業投資促進税制、商業・サービス業活性化税制)

① 制度の概要

ア 目的

中小企業等の経営力向上の支援を行うとともに、地域におけるこれらの活動に資する事業環境を整備すること等により、中小企業等の経営強化を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的として、以下の支援を講じています。

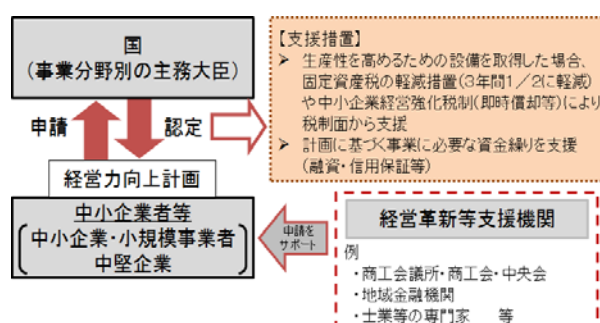
イ 制度の全体像

中小企業者等の稼ぐ力を向上させる取組を支援するため、中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画(※)に基づく設備投資等に対して、固定資産税や法人税等特例措置の適用を受けることができます。なお、税額控除の上限額は、③中小企業経営強化税制、④中小企業投資促進税制、⑤商業・サービス業活性化税制を合わせ、その事業年度の法人税額又は所得税額の20%となっています。

設備の種類 (価額要件)		機械装置 (160万円以上)	ソフトウェア (70万円以上)	器具備品・工具 (30万円以上)	建物附属設備 (60万円以上)
支援措置	地方税	②【固定資産税の特例】 3年間1／2に軽減 ・生産性が年平均1％以上向上 ・全地域・全業種対象		②【固定資産税の特例】 3年間1／2に軽減 ・生産性が年平均1％以上向上 ・対象となる地域・業種の限定あり	
	国税	③【中小企業経営強化税制】 即時償却又は税額控除10％ ※資本金3,000万円超1億円以下の法人の場合、7％ (生産性向上設備 (A類型) 生産性が年平均1％以上向上 収益力強化設備 (B類型) 投資利益率5％以上のパッケージ投資)			
		④【中小企業投資促進税制】 30％特別償却又は税額控除7％ ※資本金3,000万円超1億円以下の法人の場合、 30％特別償却のみ適用		⑤【商業・サービス業活性化税制】 30％特別償却又は税額控除7％ ※資本金3,000万円超1億円以下の法人の場合、 30％特別償却のみ適用	

 を付した網掛け部分は、経営力向上計画の認定が必要

※「経営力向上計画」とは、人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や設備投資など、自社の経営力を向上するために実施する計画で、認定された中小企業者等は税制や金融の支援等を受けることができます。また、計画申請においては、経営革新等支援機関(税務、金融並びに企業財務に関する専門的知識や中小企業支援に係る実務経験が一定レベル以上の個人、法人、中小企業支援機関等のこと)のサポートを受けることが可能です。



② 固定資産税特例

ア 対象者

中小事業者等（資本金又は出資の総額が1億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業主）のうち、経営力向上計画の認定を受けたもの

※ただし、次の法人は、たとえ資本金が1億円以下であっても、本特例の適用を受けることができません。

- a 同一の大規模法人（資本金1億円を超える法人）に発行済株式または出資の総数または総額の2分の1以上を所有されている法人
- b 2以上の大規模法人（資本金1億円を超える法人）に発行済株式または出資の総数または総額の3分の2以上を所有されている法人

イ 対象設備

次の要件を満たす機械装置、工具、器具備品、建物附属設備

- i 一定期間内に販売されたモデル（最新モデルである必要はありませんが、中古資産は対象外）
- ii 経営力の向上に資するものの指標（生産効率、エネルギー効率、精度など）が旧モデルと比較して年平均1%以上向上している設備

設備の種類	用途又は細目	最低価額 (1台1基又は一の取得額)	販売開始時期
機械装置	全て	160万円以上	10年以内
工具(※1)	測定工具及び検査工具	30万円以上	5年以内
器具備品(※1)	全て	30万円以上	6年以内
建物附属設備(※1、2)	全て	60万円以上	14年以内

※1: 工具・器具備品・建物附属設備については、一部の地域において対象業種に限定があります。
後掲「ウ」をご参照ください。

※2: 償却資産として課税されるものに限りです。

ウ 対象地域・対象業種

機械装置については、全国・全業種が対象となります。測定工具及び検査工具、器具備品、建物附属設備については、その所在地が「埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府」の場合は、当該設備が以下のリンク先（経営力向上設備等に係る固定資産税の特例に関する対象地域・対象業種の確認について）における対象業種に該当するときに限ります。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/2017/170404kyokakotei.pdf>



エ 税制支援の内容

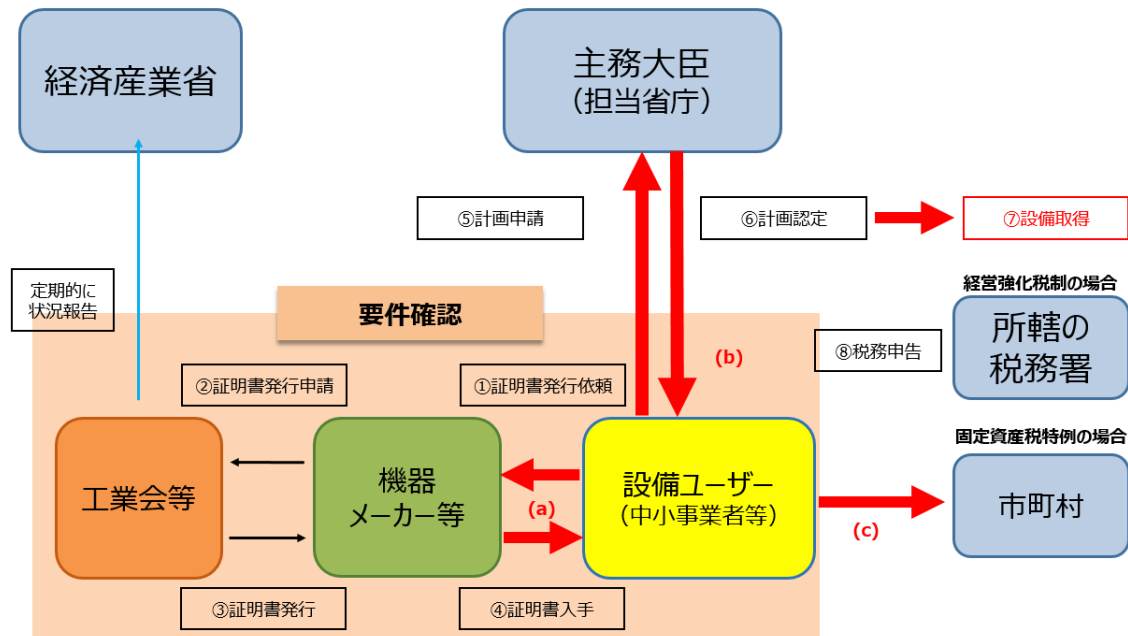
i 軽減措置

固定資産税が3年間1/2に軽減されます。

ii 適用期間

平成31年4月1日から令和3年3月31日まで

iii 手続



- a 設備ユーザーは、当該設備を生産した機器メーカー等に証明書の発行を依頼し、工業会等が発行した証明書を機器メーカー等から受領してください。
- b a の確認を受けた設備を経営力向上計画に記載し、経営力向上計画の申請書及びその写しとともに a の証明書の写しを添付して、各地方総合通信局又は沖縄総合通信事務所に計画申請し、経営力向上計画の認定書と申請書の写しを受領してください。
- c 当該設備を取得し、納税書類に a の工業会証明書、b の認定書と申請書（いずれも写し）を添付して、市町村に税務申告してください。

(注) 本手続を行っていただいた場合でも、税務の要件（取得価格や事業の用に供する等）を満たさない場合は、税制の適用が受けられないことにご注意ください。

③ 中小企業経営強化税制

設備投資の類型から、生産性向上を目的とするA類型と、収益力強化を目的とするB類型があり、申請に当たってA類型は工業会等から、B類型は経済産業局等から証明書を取得する必要があります。

類型	生産性向上設備(A類型)	収益力強化設備(B類型)
要件	①経営力向上計画の認定 ②生産性が旧モデル比年平均1%以上向上する設備	①経営力向上計画の認定 ②投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備
確認者	工業会等	経済産業局
対象設備	◆機械装置(160万円以上/10年以内) ◆測定工具及び検査工具(30万円以上/5年以内) ◆器具備品(※1)(30万円以上/6年以内) ◆建物附属設備(※2)(60万円以上/14年以内) ◆ソフトウェア(※3)(情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの)(70万円以上/5年以内)	◆機械装置(160万円以上) ◆工具(30万円以上) ◆器具備品(※1)(30万円以上) ◆建物附属設備(※2)(60万円以上) ◆ソフトウェア(※3)(70万円以上)
その他要件	生産等設備を構成するものであること(事務用器具備品、本店、寄宿舎等に係る建物附属設備、福利厚生施設に係るもの等は該当しません。)/国内への投資であること/中古資産・貸付資産でないこと等	

※1 電子計算機については、情報通信業のうち自己の電子計算機の情報処理機能の全部又は一部の提供を行う事業を行う法人が取得又は製作をするものを除く。医療機器にあっては、医療保険業を行う事業者が取得又は製作をするものを除く。

※2 医療保険業を行う事業者が取得又は建設をするものを除く。

※3 複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除く。(④中小企業投資促進税制と同様)

ア 対象者

青色申告書を提出する、資本金又は出資金の額が1億円以下の法人等(※)又は常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人であって、中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けたもの。

※ただし、次の法人は、たとえ資本金が1億円以下であっても、本特例の適用を受けることができません。

- a 大規模法人(資本金等の額が1億円超の法人等)から2分の1以上の出資を受ける法人
- b 2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人

イ 対象設備

i 生産性向上設備<A類型>

次の要件を満たす機械装置、工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア。

- a 一定期間内に販売されたモデル(最新モデルである必要はありません)
- b 経営力の向上に資するものの指標(生産効率、エネルギー効率、精度など)が旧モデルと比較して年平均1%以上向上している設備(※)

※ソフトウェアについては、情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの。

設備の種類	用途又は細目	最低価額 (1台1基又は一の取得額)	販売開始時期
機械装置	全て	160万円以上	10年以内
工具	測定工具及び検査工具	30万円以上	5年以内
器具備品(※1)	全て	30万円以上	6年以内
建物附属設備(※2)	全て	60万円以上	14年以内
ソフトウェア(※3)	設備の稼働状況等に係る 情報収集機能及び分析・ 指示機能を有するもの	70万円以上	5年以内

※1: 電子計算機については、情報通信業のうち自己の電子計算機の情報処理機能の全部又は一部の提供を行う事業を行う法人が取得又は製作をするものを除く。医療機器にあっては、医療保険業を行う事業者が取得又は製作をするものを除く。

※2: 医療保険業を行う事業者が取得又は建設をするものを除く。

※3: 複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除く。(④中小企業投資促進税制と同様)

ii 収益力強化設備< B類型 >

年平均の投資利益率が5%以上となることが見込まれることにつき、経済産業大臣（経済産業局）の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備（機械装置、工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア）。

設備の種類	用途又は細目	最低価額 (1台1基又は一の取得額)
機械装置	全て	160万円以上
工具	全て	30万円以上
器具備品(※1)	全て	30万円以上
建物附属設備(※2)	全て	60万円以上
ソフトウェア(※3)	全て	70万円以上

※1: 電子計算機については、情報通信業のうち自己の電子計算機の情報処理機能の全部又は一部の提供を行う事業を行う法人が取得又は製作をするものを除く。医療機器にあっては、医療保険業を行う事業者が取得又は製作をするものを除く。

※2: 医療保険業を行う事業者が取得又は建設をするものを除く。

※3: 複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除く。(④中小企業投資促進税制と同様)

ウ 指定事業

農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、建設業、製造業、ガス業、情報通信業、一般旅客自動車運送業、道路貨物運送業、海洋運輸業、沿海運輸業、内航船舶貸渡業、倉庫業、港湾運送業、こん包業、郵便業、卸売業、小売業、損害保険代理業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、映画業、教育、学習支援業、医療、福祉業、協同組合（他に分類されないもの）、サービス業（他に分類されないもの）

（注1）中小企業投資促進税制及び商業・サービス業活性化税制のそれぞれの対象事業に該当する全ての事業が中小企業経営強化税制の指定事業となります。

（注2）電気業、水道業、鉄道業、航空運輸業、銀行業、娯楽業（映画業を除く）等は対象になりません。

（注3）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当するものを除きます。

エ 税制支援の内容

i 軽減措置（A類型、B類型共通）

即時償却又は取得価額の10%（資本金3000万円超1億円以下の法人は7%）の税額控除を選択適用することができます。

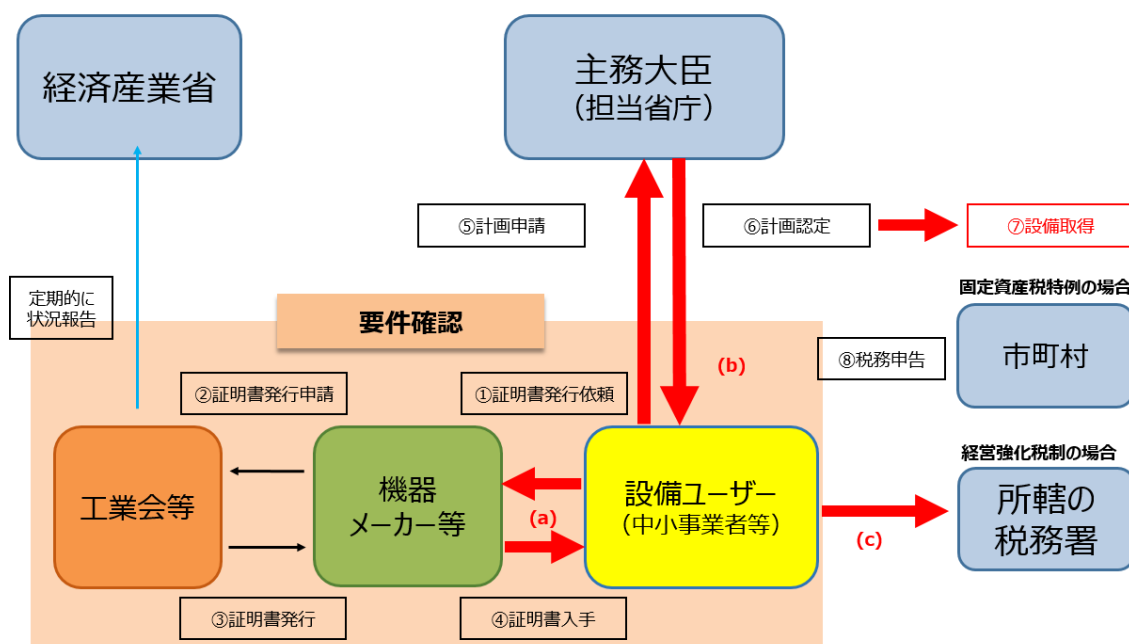
※税額控除額は、中小企業経営強化税制、中小企業投資促進税制、商業・サービス業活性化税制の控除税額の合計で、その事業年度の法人額又は所得税額の20%までが上限となります。なお、税額控除の限度額を超える金額については、翌事業年度に繰り越すことができます。また、特別償却は、限度額まで償却費を計上しなかった場合、その償却不足額を翌年事業年度に繰り越すことができます。

ii 適用期間

平成31年4月1日から令和3年3月31日まで（A類型、B類型共に）

iii 手続

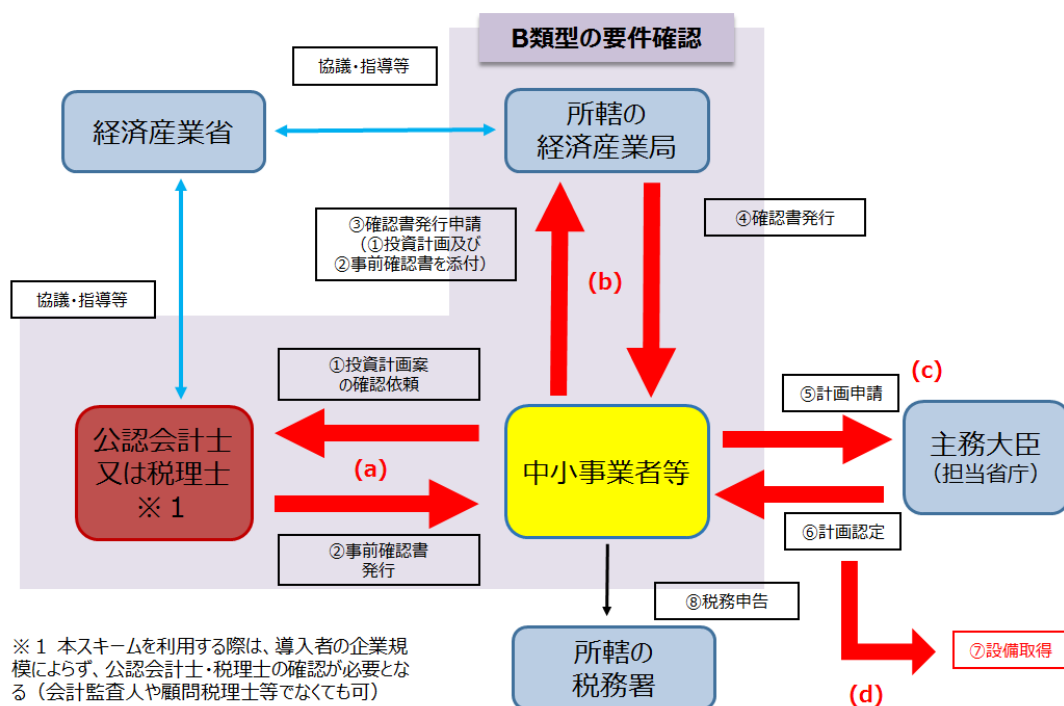
<生産性向上設備（A類型）>（②エ. iiiの固定資産税特例の手続と同様）



- 設備ユーザーは、当該設備を生産した機器メーカー等に証明書の発行を依頼し、工業会等が発行した証明書を機器メーカー等から受領してください。
- aの確認を受けた設備を経営力向上計画に記載し、経営力向上計画の申請書及びその写しとともにaの証明書の写しを添付して、各地方総合通信局又は沖縄総合通信事務所に計画申請し、経営力向上計画の認定書と申請書の写しを受領してください。
- 当該設備を取得し、納税書類にaの工業会証明書、bの認定書と申請書（いずれも写し）を添付して、所轄の税務署に税務申告してください。

（注）本手続を行っていただいた場合でも、税務の要件（取得価格や事業の用に供する等）を満たさない場合は、税制の適用が受けられないことにご注意ください。

<収益力強化設備（B類型）>



- a 公認会計士又は税理士に、収益力強化設備に係る投資計画案を提出し、公認会計士又は税理士から事前確認書を受領してください。
- b 本社所在地を管轄する経済産業局に、a で入手した事前確認書及び投資計画を提出し、経済産業局より確認書を受領してください。
※申請書に記載のある設備の導入場所に当該申請書について説明可能な方がいるなど、特段の事情がある場合は設備の導入場所の管轄の経済産業局でも申請ができます。
- c b で確認を受けた設備について経営力向上計画に記載し、経営力向上計画の申請書及びその写しとともにbの確認書及び投資計画（いずれも写し）を添付して、本社所在地が管轄する各地方総合通信局又は沖縄総合通信事務所に計画申請し、経営力向上計画の認定書と計画申請書の写しを受領してください。
- d 当該設備を取得し、納税書類に、bの確認書、cの計画申請書及び認定書を添付して、所轄の税務署に税務申告してください。
※bの確認書の交付を受けた申請者は、設備の取得等をする年度の翌年度以降3年間について、当該投資計画に関する実施状況報告書を作成し、設備の取得等を行った事業年度の翌事業年度終了後4ヶ月以内に、確認書を受領した経済産業局に提出する必要があります。

（注）本手続を行っていただいた場合でも、税務の要件（取得価格や事業の用に供する等）を満たさない場合は、税制の適用が受けられないことにご注意ください。

④ 中小企業投資促進税制

機械装置等を導入した場合、特別償却又は税額控除の適用を受けることができます（経営力向上計画の認定は必要ありません）。

ア 対象者

青色申告書を提出する、資本金又は出資金の額が 1 億円以下の法人等（※）又は常時使用する従業員の数が 1,000 人以下の個人。

※ただし、次の法人は、たとえ資本金が 1 億円以下であっても、本特例の適用を受けることができません。

- a 大規模法人（資本金等の額が 1 億円超の法人等）から 2 分の 1 以上の出資を受ける法人
- b 2 以上の大規模法人から 3 分の 2 以上の出資を受ける法人

イ 対象設備

- i 機械装置【1 台 160 万円以上】
- ii 工具（測定工具及び検査工具）【1 台 120 万円以上又は 1 台 30 万円以上かつ複数合計 120 万円以上】
- iii 一定のソフトウェア【一のソフトウェアが 70 万円以上又は複数合計 70 万円以上】
- iv 普通貨物自動車
普通貨物自動車で車両総重量が 3.5 t 以上のもの
- v 内航船舶
海上運送業の用に供される船舶（取得価格の 75%が適用対象）

ウ 指定事業

製造業、建設業、鉱業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、小売業、料理店業その他の飲食店業（料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業を除く）、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業及び沿海運輸業、内航船舶貸渡業、旅行業、こん包業、郵便業、損害保険代理業、**情報通信業**、駐車場業、学研究、専門・技術サービス業、宿泊業、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業、映画業、教育・学習支援業、医療、福祉業、協同組合、サービス業、農業、林業、漁業、水産養殖業

※風俗営業法上の性風俗関連特殊営業に該当するものは除く

エ 税制支援の内容

i 軽減措置

取得価額の 30%の特別償却又は 7 %の税額控除の適用を受けることができます。ただし、資本金又は出資金の額が 3 千万円を超える法人は、特別償却の適用のみ受けることができます。

ii 適用期間

平成 31 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで

iii 手続

確定申告書に特別償却の付表等を添付し、所轄の税務署に申告してください。

⑤ 商業・サービス業活性化税制

商業・サービス業を営む中小企業者等が、経営の改善に資する設備を導入した場合の特別償却又は税額控除について、経営改善設備の投資計画の実施を含む経営改善により売上高又は営業利益の伸び率が年2%以上となる見込みであることについて認定経営革新等支援基幹等の指導を受けることによって、適用を受けることができます（経営力向上計画の認定は必要ありません）。

ア 対象者

青色申告書を提出する、資本金又は出資金の額が1億円以下の法人等（※）又は常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人。

※ただし、次の法人は、たとえ資本金が1億円以下であっても、本特例の適用を受けることができません。

- a 大規模法人（資本金等の額が1億円超の法人等）から2分の1以上の出資を受ける法人
- b 2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人
- c 認定経営革新等支援機関等に該当する者

イ 対象設備

認定経営革新等支援機関等から、経営の改善に資するものであるとの指導を受けて取得した設備（器具備品、建物附属設備）。

- i 器具備品【1台30万円以上】
- ii 建物附属設備【1台60万円以上】

ウ 指定事業

卸売業、小売業、**情報通信業**、一般旅客自動車運送業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、こん包業、不動産取引業、不動産賃貸業・管理業、物品賃貸業、専門サービス業、技術サービス業、宿泊業、飲食店業、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業、教育・学習支援業、映画業、協同組合、サービス業（廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、職業・労働者派遣業、その他の事業サービス業）、農業、林業、漁業、水産養殖業

※風俗営業に該当するものは、①料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店業で生活衛生同業組合の組合員が営むもの、②宿泊業のうち旅館業、ホテル業で風俗営業の許可を受けているもの、以外は指定事業から除かれます。また、性風俗関連特殊営業に該当するものも指定事業から除かれます。

エ 税制支援の内容

i 軽減措置

取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除の適用を受けることができます。ただし、資本金又は出資金の額が3千万円を超える法人は、特別償却の適用のみ受けることができます。

ii 適用期間

平成31年4月1日から令和3年3月31日まで

iii 手続

- a 本税制の適用を受けるためには、認定経営革新等支援機関等（認定経営革新等支援機関、商工会議所、商工会、都道府県中小企業団体中央会、商店街振興組合連合

会等) から、経営の改善に関する指導及び助言を受けた旨を明らかにする書類の交付を受けてください。

- b 確定申告書に経営の改善に関する指導及び助言を受けた旨を明らかにする書類の写しや特別償却の付表等を添付した上で、所轄の税務署に申告してください。

2 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例

① 目的

中小企業の経営の安定を図る観点から、償却資産の管理や納税等に係る事務負担の軽減を図るとともに、パソコン等の少額資産の取得促進による事務処理能力・事業効率の向上を図ることを目的として、以下の特例措置を講じています。

② 対象者

次のア～ウに該当する中小企業者等

ア 個人

常時使用する従業員の数が 1,000 人以下の個人

イ 法人

常時使用する従業員の数が 1,000 人以下の資本金、出資金の額が 1 億円以下の法人。

ただし、同一の大規模法人（資本金の額若しくは出資金の額が 1 億円を超える法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が 1,000 人を超える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。）に発行済株式又は出資の総数又は総額の 2 分の 1 以上を所有されている法人及び 2 以上の大規模法人に発行済株式又は出資の総数又は総額の 3 分の 2 以上を所有されている法人を除く

ウ その他特定の組合、連合会

③ 対象設備

取得価額が 30 万円未満の減価償却資産（以下、「少額減価償却資産」）です。

なお、少額減価償却資産には、器具及び備品、機械・装置等の有形減価償却資産のほか、ソフトウェア、特許権、商標権等の無形減価償却資産も含まれる上、所有権移転外リース取引に係る賃借人が取得したとされる資産や、中古資産であっても特例の対象となります。

④ 税制支援の内容

ア 軽減措置

国 税 「所得税」又は「法人税」について、少額減価償却資産を期間内に取得などして事業の用に供した場合には、その取得価額に相当する金額のうち年 300 万円まで（少額減価償却資産を取得した事業年度が 1 年に満たない場合は、300 万円を 12 で除し、これにその事業年度の月数を掛けた金額）の金額を損金算入することが認められます。

地 方 税 「個人住民税」又は「法人住民税」又は「事業税」について、少額減価償却資産を期間内に取得などして事業の用に供した場合には、その取得価額に相当する金額のうち年 300 万円まで（少額減価償却資産を取得した事業年度が 1 年に満たない場合は、300 万円を 12 で除し、これにその事業年度の月数を掛けた金額）の金額を損金算入することが認められます。

イ 適用期限

平成 30 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日まで

3 産業競争力強化法に基づく事業再編等に係る登録免許税の軽減措置

① 目的

産業の新陳代謝を活性化し、我が国産業の持続的な発展を図るため、業種を超えた事業再編や事業ポートフォリオの組み換えによる経営資源集中に係る支援を目的として、次の税制支援措置を講じています。

② 対象者

産業競争力強化法に基づき、事業再編計画、特別事業再編計画の認定を受けた事業者（当該事業者がその経営を実質的に支配している者（関係事業者）を含む。）。

③ 税制支援の内容

下記対象者が認定計画に従って行う合併、会社の分割、事業若しくは事業に必要な資産の譲受け、出資の受入れ、会社の設立等における登録免許税を以下のとおり軽減する。

租税特別措置法	措置の内容	通常の税率	強化法の特例	軽減率
第 80 条第 1 項				
1 号	会社の設立、資本金の増加	0. 7%	0. 35%	0. 35%
2 号	合併	0. 15%	0. 1%	0. 05%
(括弧書きの部分)	(資 本 金 が 増 加 す る 場 合 の 合 併)	0. 7%	0. 35%	0. 35%
3 号	分割	0. 7%	0. 5%	0. 2%
4 号 (売買)	不動産の所有権の取得	土地	1. 6%	なし
		建物	1. 6%	0. 4%
	船舶の所有権の取得	2. 3%	0. 5%	
5 号	合併時	不動産	0. 2%	0. 2%
		船舶	0. 3%	0. 1%
6 号	分割時	不動産	0. 4%	1. 6%
		船舶	2. 3%	0. 5%

④ 適用期限

平成 30 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日まで

4 情報連携投資等の促進に係る税制（コネクテッド・インダストリーズ税制）

① 目 的

第四次産業革命で激変するビジネス環境に迅速に対応するため、協調領域における連携や生産管理システム等の高度化によるデータ利活用の取組、また、それらに不可欠な高レベルのサイバーセキュリティ対策に必要なシステムの構築やサービスの利用促進に向けた税制措置を講じる。

② 対象者

革新的データ産業活用計画に係る認定を受けた事業者であって、生産性向上に特に著しく資するものとして主務大臣が定める基準を満たしたものの。

【計画認定の要件】

次の①～③のいずれにも該当すること。

① データ連携・利活用の内容

次のいずれかに該当すること。

- ・社外データやこれまで取得したことのないデータを社内データと連携。
- ・企業の競争力における重要データをグループ企業間や事業所間で連携。

② セキュリティ面

必要なセキュリティ対策が講じられていることをセキュリティの専門家（登録セキスペ等）が担保。

③ 生産性向上目標

投資年度から一定期間において、以下のいずれも達成見込みがあること。

- ・労働生産性：年平均伸率 2 % 以上
- ・投資利益率：年平均 15 % 以上

③ 対象設備

認定された事業計画に基づいて行う設備投資（最低投資合計額：5,000 万円）について、以下の措置を講じる。

対象設備	特別償却	税額控除
ソフトウェア 器具備品 機械装置	30%	3 % (法人税額の 15% を限度)
		5 % ※ (法人税額の 20% を限度)

※計画の認定に加え、平均給与等支給額の対前年度増加率が 3 % 以上の場合

対象設備例：データ収集機器（センサー等）、データ分析により自動化するロボット・工作機械、データ連携・分析に必要なシステム（サーバ、AI、ソフトウェア等）、サイバーセキュリティ対策製品 等）

④ 税制支援の内容

上記対象者が認定計画に含まれる設備に対して、取得価額の 30% の特別償却又は 3 %（賃上げを行う場合は 5 %）の税額控除の適用を受けることができます。

⑤ 適用期限

平成 30 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで

X 国際化の促進

電気通信事業者の国際放送専用施設に係る圧縮記帳制度

① 目 的

日本放送協会（NHK）の設備負担金をもって電気通信事業者が取得した国際放送のための施設は、実質的には専らNHKのためにのみ使用されるため、この施設について直ちに課税することは適当でないので、圧縮記帳による課税の特例を講じています。

② 対象者

電気通信事業法第2条第5号に規定する電気通信事業者

③ 対象設備

電気通信事業者が行う放送法第2条第2号に規定する国際放送に必要な施設を設けるためにNHKから設備負担金の交付を受け、その設備負担金をもって取得した固定資産

④ 税制支援の内容

ア 軽減措置

「法人税」について、対象となる固定資産の取得価額から設備負担金の価額を控除した金額を下らない金額までその固定資産の帳簿価額を圧縮して記帳し、圧縮した金額を損金経理により所得の計算上損金の額に算入すること（圧縮記帳）が認められます。

イ 適用期限

期限の定めはありません。

平成 31 年度テレコム税制改正事項

総務省の情報通信関係分野における平成 31 年度税制改正事項については、以下のとおりである。（すべて他府省との共同要望事項。）。

1 国 税

○以下の税制の拡充、延長等

- 試験研究費の総額に係る税額控除制度
- 特別試験研究費の額に係る税額控除制度
- 中小企業技術基盤強化税制
- 商業・サービス業活性化税制

○以下の税制の延長

- 沖縄情報通信産業振興税制
- 中小企業投資促進税制

2 地方税

○以下の税制の拡充、延長等

- 試験研究費の総額に係る税額控除制度
- 特別試験研究費の額に係る税額控除制度
- 中小企業技術基盤強化税制
- 商業・サービス業活性化税制
- 防災・減災に資する道路の無電柱化の促進に係る固定資産税の特例措置

○以下の税制の延長

- 沖縄情報通信産業振興税制
- 中小企業投資促進税制

○ 平成 31 年度テレコム税制関係法令一覧

平成 31 年 4 月 1 日現在

[illegible]

税 制 等	税目	根拠法	法 律	政 令	省 令 等
Ⅵ 研究開発の促進					
研究開発促進税制 (特別試験研究費税額控除制度のみ)	所得 法人	租特法 租特法	10 42 の 4 68 の 9	5 の 3 27 の 4 39 の 39	5 の 6 20 22 の 23 総務省等告示 H26-1～4
(中小企業技術基盤強化税制のみ)	法住	地方税法	附 8(1)～(4)		
技術研究組合の所得計算の特例	法人	租特法	66 の 10、68 の 94	39 の 21、39 の 121	
Ⅶ 地域情報化の促進					
地域データセンター整備促進税制	法人 固定	租特法 地方税法	44 の 5、68 の 26 附 15(46)	28 の 8、39 の 55 附 11(44)	20 の 15、22 の 36 附 6(84)～(85)
Ⅷ 沖縄の振興					
沖縄情報通信産業振興税制 情報通信産業振興地域制度：税額控除 情報通信産業特別地区制度：所得控除 事業所税（資産割 1/2）	法人 事所	租特法 地方税法	42 の 9、68 の 13 60、68 の 63 附 33(2)	27 の 9、39 の 43 36、39 の 90	20 の 4、22 の 26 21 の 17 の 2、22 の 60 の 2
Ⅸ 情報化投資の促進等					
中小企業経営強化税制	所得 法人 法住 事業	租特法 租特法 地方税法 地方税法	10 の 5 の 3 42 の 12 の 4 68 の 15 の 5 23(1)-3、292(1)-3 72 の 23(1)	5 の 6 の 3 5 の 7 27 の 12 の 4 39 の 46	5 の 11 20 の 9 22 の 31
中小企業投資促進税制	所得 法人 法住 事業	租特法 租特法 地方税法 地方税法	10 の 3 42 の 6 68 の 11 23(1)-3、292(1)-3 72 の 23(1)	5 の 5 27 の 6 39 の 41	5 の 8 20 の 3
中小企業者等の少額減価償却資産の取得 価額の損金算入の特例	所得 法人 法住 事業	租特法 租特法 地方税法 地方税法	28 の 2 67 の 5 68 の 102 の 2 23(1)-3、292(1)-3 72 の 23(1)	18 の 5 39 の 28 39 の 124	
産業競争力強化法関連税制 登録免許税の軽減	登免	租特法	80	42 の 6	30 の 2
X 国際化の促進					
電気通信事業者の国際放送専用施設に係 る圧縮記帳制度	法人	法人税法	45(1)-6	83、83 の 2-2、93	

凡例：「第 1 条の 2 第 3 項第 4 号」→「1 の 2（3）－4」、「第 5 条第 6 号」→「5－6」

区分	略称	正式名称
国税	所得	所得税
	法人	法人税
	地価	地価税
	登免	登録免許税
	印紙	印紙税

区分	略称	正式名称
地方税	固定	固定資産税
	都市	都市計画税
	不取	不動産取得税
	事業	事業税
	事所	事業所税
	土地	特別土地保有税
	軽油	軽油引取税
	県民	道府県民税
	市民	市町村民税
	法住	法人住民税